

敦賀市国民保護計画

平成19年2月作成

平成22年1月修正

平成27年2月修正

令和元年6月修正

敦 賀 市

敦賀市国民保護計画目次

第1章 総則

第1節	計画の基本	1
第1	計画の目的	1
第2	基本的な考え方	1
第3	用語の意義	3
第4	計画の構成等	6
第2節	敦賀市の地域特性及び武力攻撃事態の類型等	7
第1	市の地域特性	7
第2	計画の対象となる事態	9
第3節	敦賀市の責務及び関係機関の処理すべき事務又は業務	10
第1	市の責務	10
第2	処理すべき事務又は業務	10
第3	関係機関との連携	14

第2章 平常時の備え

第1節	組織及び体制の整備	16
第1	組織及び体制の整備	16
第2節	避難の訓練	17
第1	訓練の実施	17
第2	訓練の種別	17
第3	訓練に関する普及啓発	18
第4	訓練のための通行規制	18
第3節	物資及び資材の備蓄、整備	19
第1	防災資機材の整備	19
第2	飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄	19
第3	自然災害等における備蓄との関係	20
第4節	医療救護体制の整備	21
第1	医療救護体制の整備	21
第2	救急救助体制の整備	21
第5節	要配慮者支援体制の整備	22
第1	組織体制の強化	22
第2	支援体制の整備	22
第3	避難路等	23
第4	武力攻撃災害に関する知識の普及	23
第5	国民保護訓練における配慮事項	23
第6	要配慮者に対する配慮	24
第7	児童及び生徒の避難時の配慮	24
第6節	自主防災組織の充実	25
第1	消防団、自主防災組織の充実	25
第2	組織の活動内容	25
第3	自主防災組織の活動に対する措置	26
第4	自主防災組織と防災関係機関との連携	26

第7節	ボランティア活動への支援	27
第1	ボランティアの活動内容	27
第2	ボランティア活動体制の整備等	27
第8節	避難に関する平素からの備え	28
第1	避難誘導體制の整備等	28
第2	避難施設の指定及び整備	30
第9節	その他の備え	32
第1	国民保護に関する知識の普及	32

第3章 国民保護措置の実施体制

第1節	実施体制の整備	34
第1	敦賀市国民保護対策連絡室の設置	34
第2	敦賀市国民保護対策本部の設置	35
第2節	応援の要請	45
第1	自衛隊の部隊等の派遣の要請	45
第2	他の市町村長等に対する応援の要求	45
第3	緊急消防援助隊の応援要請	45
第4	職員の派遣要請及びあっせん	46
第3節	情報の収集、提供	47
第1	情報の流れ	47
第2	警報等の通知及び伝達	47
第3	退避の指示の伝達	49
第4	発見者の通報義務等	49
第5	安否情報の収集及び提供	50
第6	被災情報の収集及び報告	54
第7	通信連絡設備の整備	55
第8	要配慮者に対する情報伝達設備の充実	57
第4節	住民に対する協力要請	58
第1	住民に対する協力要請	58
第2	避難住民への協力	58
第3	救援への協力	58
第4	消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力	59
第5	保健衛生の確保への協力	59
第5節	ボランティアの受入体制	60
第1	ボランティア活動への配慮	60
第2	ボランティアの活動内容	60
第3	ボランティアの受入体制の整備	60
第4	ボランティア活動の支援体制	61
第6節	国民保護措置に係る職務を行う者等に対する特殊標章	62
第1	国民保護措置に係る職務を行う職員等に対する交付等	62
第2	特殊標章の使用	62

第4章 避難及び救援

第1節	住民の避難	63
第1	避難の種類と対処	63
第2	避難の指示と避難の方法	64
第3	避難の誘導の措置	68
第4	避難住民の受入れ	71
第5	要配慮者に対する配慮	71
第6	知事に対する要請等	71
第7	的確な避難の実施	72
第8	大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難	72
第9	被災地域における動物の保護等	72
第10	避難の指示の解除	72
第11	避難所の管理責任者	72
第2節	避難住民等の救援	73
第1	救援の実施体制	73
第2	救援の実施内容	74
第3	日本赤十字社が行う救援	76
第4	要配慮者に対する配慮	76
第5	健康への配慮	77
第6	救援物資等の受入れ	77
第7	応急仮設住宅の建設予定地の選定	77
第3節	緊急輸送	78
第1	輸送力の確保	78
第2	指定地方公共機関による避難住民等の運送の要請	78
第3	輸送ルート確保	78
第4	燃料の確保	78
第4節	交通の確保	79
第1	実施責任者	79
第2	交通支障箇所の通報連絡	79
第3	交通規制に関する措置	79
第4	緊急通行車両の事前届出	79
第5	応急の措置	80
第6	交通情報の収集と広報活動	80

第5章 武力攻撃災害への対処等

第1節	生活関連等施設の安全確保	81
第1	生活関連等施設の状況の把握	81
第2	県警察本部、消防機関等に対する支援依頼	82
第3	危険物質等に係る災害への対処	82
第2節	放射性物質等による汚染の拡大の防止	84
第1	汚染の拡大を防止する措置	84
第2	名あて人に対する通知	84
第3	措置の内容等の掲示	84
第4	措置に必要な土地への立ち入り	85
第5	安全の確保	85

第3節	災害拡大の防止措置	86
第1	市長による指示	86
第2	指示の要請	86
第4節	退避の指示及び警戒区域の設定	87
第1	退避の指示	87
第2	警察官等による退避の指示	87
第3	警戒区域の設定	87
第5節	消防に関する措置等	88
第1	消防機関との連携	88
第2	消防機関の活動	88
第3	消防に関する措置	88
第4	医療機関との連携	88
第5	安全の確保	89
第6節	防疫対策	90
第1	防疫対策の実施	90
第2	食品衛生の監視指導	91
第3	家畜の防疫	91
第4	報告及び記録の整備	92
第7節	廃棄物対策	93
第1	実施責任者	93
第2	廃棄物処理	93
第3	し尿処理	93
第4	死亡獣畜処理	94
第8節	生活の安定に関する措置	95
第1	生活関連物資等の確保	95
第2	物資の需給状況及び価格動向の把握	95
第3	生活関連物資等の価格の安定	95
第4	応急安否省令に定める復旧に関する支援	95
第9節	補償及び費用負担	96
第1	収用等の処分に伴う損失補償	96
第2	損害補償	96
第3	損失補てん	96
第4	費用の負担	96
第6章	原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処	
第1節	基本方針	98
第1	武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢	98
第2	本章に定める事項	98
第2節	武力攻撃原子力災害に対する備え	100
第1	「武力攻撃原子力災害」の被害軽減を図るための措置	100
第3節	武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立	101
第1	原子力発電所における武力攻撃の兆候の通報等	101
第2	放射性物質等の放出等の通知	101
第3	現地対策本部の設置等	101
第4	応急対策等	101

第7章 施設の復旧と生活の安定

第1節	被災施設及び被災地の復旧	104
第1	実施責任者	104
第2	武力攻撃による災害復旧の促進	104
第3	計画的復興	104
第4	財源の確保	104
第2節	生活の安定	105
第1	住宅の確保	105
第2	被災した児童生徒等に対する教育	105
第3	雇用機会の確保	105
第4	相談窓口の開設	105
第5	金融措置	106
第6	流通機能回復	106
(参考)	避難実施要領(一例)	107
(別表-1)	この計画と『敦賀市地域防災計画(原子力災害対策編)』に 定める規定との関係	111
(別表-2)	防災関係機関一覧	114

第1章 総則

第1節 計画の基本

第1. 計画の目的

我が国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、又はそのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。

- (1) この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「法」という。）に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、市の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民の協力その他の必要な事項を定めるものとする。
- (2) また、福井県国民保護計画を受け、市全体として適切な態勢を整備し、市、県、指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2. 基本的な考え方

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続きの下に行わなければならない。

2 国民の権利利益の迅速な救済

- (1) 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、迅速な処理が可能となるよう、必要な処理体制を確保するよう努める。
- (2) これらの手続きに関連する文書を、敦賀市情報公開条例で定める期間保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するなど、適切に保存す

る。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払う。

3 情報伝達体制の確立

- (1) 武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切に提供する。
- (2) 新聞、放送、インターネット等、各種広報手段を活用して、迅速に国民保護措置に関する情報を提供できるよう努める。

4 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

- (1) 国民保護措置の実施に当たり、要配慮者に対しては、関係者に確実に情報が伝達されるように配慮するとともに、避難や救援などの措置を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 外国人の安否情報の収集・提供、特殊標章等の交付等の国民保護措置の実施に当たり、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

5 指定公共機関等の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施については、その自主性を尊重する。

6 安全の確保

- (1) 国民保護措置の実施に当たっては、国及び県と連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮する。
- (2) 国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、県、消防機関等との連携を密にすること等により、当該国民保護措置に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮する。

7 初動時体制の確立

国から警報が発令された場合や武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、市長が必要と認めた場合、敦賀市国民保護対策連絡室を設置し、国や県及び関係機関との間で情報の共有を図り、国民保護措置の迅速な実施に対応する。

8 国民の自発的意思による協力

国民保護措置の実施に関し、国民の協力はその自発的意思にゆだねられるものであり、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

9 関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、他の市町その他関係機関と平常時から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

10 原子力発電所の武力攻撃災害への対処

原子力発電所の安全確保を図ることは、この計画の中でも特に重要な課題であることから、平常時からの原子力事業者など関係機関との連携や、武力攻撃原子力災害が発生した場合の住民への情報の伝達や避難の指示、訓練などをまとめて記載し、国民保護措置を迅速かつ的確に実施する。

第3. 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(住民関連)

用語	意義
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。

(武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(避難、救援関連)

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
関係近接要避難地域	法第54条第1項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
NBC攻撃	核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）又は化学兵器（chemical weapons）による攻撃をいう。

(関係機関、施設関連)

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

緊急消防援助隊	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	法第102条第1項（発電所、ガスホルダー等）に規定する生活関連等施設をいう。
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官をいう。
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官をいう。
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項、第78条第1項もしくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための実施を命ぜられた自衛隊の部隊等もしくは同法第77条の3第1項の規定により派遣を命ぜられた部隊等をいう。）の長をいう。
海上保安部長等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「施行令」という。）第7条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。
防災関係機関	末尾、別表2に掲げる機関のうち、敦賀警察署、敦賀海上保安部、指定地方公共機関で関係する機関、及び公共団体等をいう。

（原子力災害関連）

用語	意義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策をいう。
応急対策実施区域	応急対策を実施すべき区域をいう。
事後対策	法第105条第13項において読み替えて準用する原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第27条第1項の事後対策をいう。
原子力防災管理者	原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。
事業所外運搬	原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬をいう。
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。

第4. 計画の構成等

1 計画の構成

この計画は、次の7章からなる。

第1章 総則

第2章 平常時の備え

第3章 国民保護措置の実施体制

第4章 避難及び救援

第5章 武力攻撃災害への対処等

第6章 原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処

第7章 施設の復旧と生活の安定

2 敦賀市地域防災計画等との関係

この計画は、法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであるのに対し、『敦賀市地域防災計画』は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号。以下「災対法」という。）に基づいて、台風や地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系による計画である。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については、『敦賀市地域防災計画』等の定め例により対応する。

3 計画の周知徹底

市は、防災関係機関及び住民に対し、自然災害や事故などの災害との関連も含めてこの計画の性質や基本的な考え方などの周知を図る。

4 計画の変更

今後、この計画の基準となる国の基本指針及び福井県国民保護計画が修正される場合もある。また、今後の国際情勢の変化により、想定する武力攻撃事態そのもの見直しもあり得る。そうした場合、直ちに計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

なお、この計画を変更するときは、法第39条第3項の規定に基づき、あらかじめ、法第39条第1項の規定により設置された敦賀市国民保護協議会に諮問し、その意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるように努める。

第2節 敦賀市の地域特性及び武力攻撃事態の類型等

第1. 市の地域特性

敦賀市は福井県の中央部に位置し、北に敦賀湾口を開いて日本海に面し、他の三方は山々が平野部を囲み、貫くように笙の川が敦賀湾に流れ込んでいる。

1 地形

市は、東西約14km、南北約26kmのひろがり、地形の特徴として若狭湾に大きく張り出した敦賀半島と54kmにおよぶ海岸線を有する。



2 交通

鉄道は、JR北陸本線、湖西線、小浜線が縦横にのび幹線をたばねる形で、京阪神・中京方面に近く、京都まで1時間足らず、大阪、名古屋まで各1時間30分のアクセスとなっている。道路は主な幹線として、隣接する滋賀県との県境にある三方ヶ岳を越えて名古屋方面へ国道8号、乗鞍岳を越えて京都方面へ国道161号があり、小浜方面へは国道27号とアクセスが容易である。また、北陸自動車道は名神高速道路と、舞鶴若狭自動車道は中国自動車道とつながっており、その敦賀インターチェンジ及びジャンクションも市街のすぐそばにある。

3 気候

日本海側としては、年平均気温が15.3度でかなり高く特に冬季の気温が極端に低くならない。春は南寄りの風が強くフェーン現象が起こりがちで空気が乾燥するが、その割には年平均湿度が高く72%である。入梅は6月中旬頃で梅雨明けが7月下旬頃であるが、前半の雨量はさほど多くなく、後半は梅雨活動が活発である。この後9月上旬までは夏らし好晴、高湿、多照の日が多く、海陸風が卓越する。また台風が大阪湾、瀬戸内海、伊勢湾から当地方に来襲することが多い。冬季における初雪は12月上旬が多く、真冬の降雪の状況により高速道路等の陸路に一部停滞が生じる。

4 人口分布

本市の人口は、平成31年3月29日現在65,565人で近年減少傾向にあるが、中郷地区、栗野地区では増加しており、西部への市街地拡大を象徴している。同年月における65歳以上の高齢者は18,430人と人口の28.1%を占め、年々増加傾向にある。

5 港湾の位置等

港湾は、市の北にあり、南北10km東西3kmにて、水深は沿岸に至るもおおむね深く約7mから最大14mあり6万トンクラスの船舶の寄港が可能である。岸壁の総延長は2km以上になる。

定期航路として、敦賀～苫小牧間のフェリーとRORO船〔ロールオン・ロールオフ船、(船の中に乗り入れたトラックから荷台だけをはずして積み込み運ぶ貨物船)〕の運航、韓国釜山港間の定期コンテナ船の運航が行われており、環日本海の流通港湾として重要な役割を担っている。

6 その他

敦賀市には、原子力発電所、火力発電所が立地しており、北陸、関西、中部へと送電、エネルギー供給都市という役割を担う地域であることから、有事に対しての確な対策が必要な地域である。また、三大松原として長さ約1.5kmを有する砂浜は、夏場海水浴場として賑わいをみせるなど、市の観光に年間約220万人の客等が訪れる。市の体制として市民の安全という事に加え、観光客の避難誘導等の配慮が必要となる。

第2. 計画の対象となる事態

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態について、国が示している類型は、次のとおりである。

	類 型
武力 攻 撃 事 態	地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃
	ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 主要な公共施設の占拠又は破壊 ・ 原子力発電所の中央制御室の占拠又は冷却機能の破壊
	弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾頭 ・ 核弾頭 ・ 生物剤弾頭 ・ 化学剤弾頭
	航空機による攻撃

2 緊急対処事態の類型及び対応

緊急対処事態について、国が示している類型は、次のとおりである。

なお、武力攻撃事態は、相手の国による武力攻撃が該当するのに対し、緊急対処事態は、武力攻撃に準じた手段で、多数の人を殺傷する大規模テロ等が該当する。

緊急対処事態における緊急対処保護措置については、法令、国の基本指針及びこの計画で定めるところにより、警報の通知及び伝達に関するもの以外は、武力攻撃事態等における国民保護措置を準用して対応する。

	類 型
緊 急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ・ 原子力事業所等の破壊 ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・ 危険物積載船への攻撃 ・ ダムの破壊
	多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・ 放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来

第3節 敦賀市の責務及び関係機関の処理すべき事務又は業務

第1. 市の責務

- 1 国が定める基本指針及び市の『国民の保護に関する計画』に基づき、武力攻撃事態等において、警報の伝達、避難住民の誘導など国民保護措置を迅速かつ的確に実施する。
- 2 当該市町の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を、総合的に推進する。

第2. 処理すべき事務又は業務

国民保護措置について、市、市を管轄する消防及び警察機関、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

1 市

機 関 名	処理すべき事務又は業務
敦 賀 市	(1) 敦賀市国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及及び訓練 (4) 敦賀市国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難誘導に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送及び必要物資の調達 (9) 安否情報の収集及び提供 (10) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (11) 防疫及び廃棄物処理に関する措置 (12) 応急復旧及びライフラインの確保 (13) ボランティアに関する支援 (14) 被災公共施設の復旧 (15) 敦賀市の管轄区域内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
敦賀美方消防組合 敦賀消防団	(1) 消防活動に関する措置 (2) 住民の避難誘導、救助、救急等

3 警察機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
敦 賀 警 察 署	(1) 住民の避難誘導及び救助 (2) 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における立入制限及び警戒警備 (3) 緊急交通路の確保等の交通規制

4 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務
福 井 県	(1) 福井県国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及及び訓練 (4) 福井県国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送及び必要物資の調達 (9) 安否情報の収集及び提供 (10) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (11) 防疫及び廃棄物処理に関する措置 (12) 応急復旧及びライフラインの確保 (13) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他国民生活の安定に関する措置の実施 (14) ボランティアに関する支援 (15) 被災公共施設の復旧 (16) 国民保護措置に関する行政機関、公共機関及び市町相互間の連絡調整 (17) 市町が処理する事務の指示及び支援

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸 上 自 衛 隊	(1) 武力攻撃事態等における人命及び財産の保護
海 上 自 衛 隊	(2) 武力攻撃事態等における国民保護措置の支援
航 空 自 衛 隊	

6 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
1 中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集及び報告連絡 (4) 警察通信の確保及び統制
2 北陸総合通信局	(1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 (2) 電波の監督管理、監視及び無線の施設の設置ならびに使用の規律に関すること (3) 非常事態における重要通信の確保 (4) 非常通信協議会の指導育成
3 北陸財務局 (福井財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 普通財産の無償貸付 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
4 大阪税関 (敦賀税関支署)	(1) 輸入物資の通関手続
5 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
6 福井労働局	(1) 被災者の雇用対策

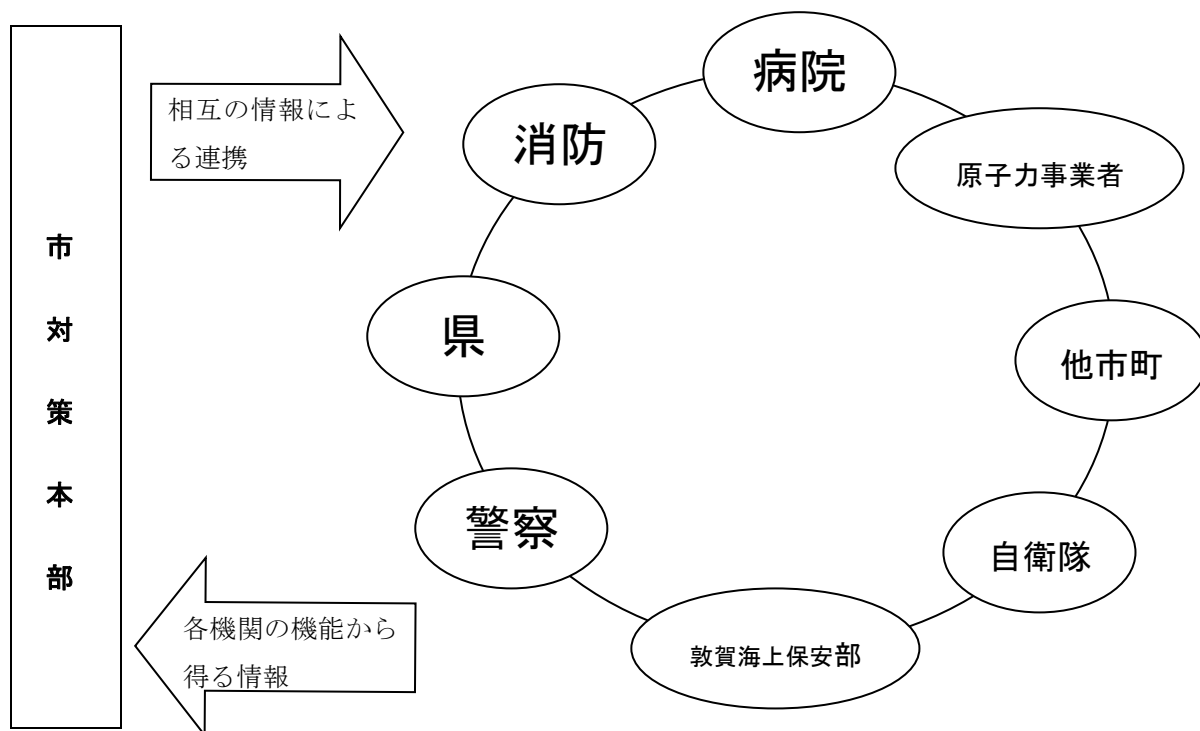
7 北陸農政局 (福井県拠点)	(1) 武力攻撃災害対策用食料の確保 (2) 農業関連施設の応急復旧
8 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
9 近畿経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興
10 中部近畿産業 保安監督部 (近畿支部)	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設の保 全 (2) 鉱山における災害時の応急対策
11 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所) (九頭竜川ダム統合管理事務所) (足羽川ダム工事事務所)	(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
12 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(1) 港湾施設の使用に関する連絡調整 (2) 港湾施設の応急復旧
13 中部運輸局 (福井運輸支局)	(1) 運送事業者への連絡調整 (2) 運送施設及び車両の安全保安
14 大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場使用に関する連絡調整 (2) 航空機の航行の安全確保
15 東京航空交通 管制部	(1) 航空機の安全確保に係る管制上の措置
16 東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1) 気象状況の把握及び情報の提供
17 第八管区海上 保安本部 (敦賀海上保安部)	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 (2) 海上における避難住民の誘導及び緊急物資の運送、秩序の維 持及び安全の確保 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他 の武力攻撃災害への対処に関する措置
18 中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の 情報収集
19 近畿中部防衛局	(1) 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整

7 指定公共機関等

機 関 名	処理すべき事務又は業務
1 災害研究機関 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等
2 医療事業者 日本赤十字社	(1) 武力攻撃災害時における被災者の救助、保護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付及び配分
3 医療事業者 独立行政法人国立病院機構 一般社団法人福井県医師会	(1) 武力攻撃災害時における医療救護活動の実施

4	公共的施設の管理者 中日本高速道路(株) 西日本高速道路(株)	(1) 道路及び防災施設の維持管理 (2) 武力攻撃事態等における道路交通の確保 (3) 被害施設の復旧
5	電気事業者 関西電力(株) 北陸電力(株) 電源開発(株) 日本原子力発電(株)	(1) 施設の整備及び防災管理 (2) 武力攻撃事態等における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 [原子力事業者] (4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (5) 応急対策の実施 (6) 事後対策の実施
6	一般社団法人 福井県LPガス協会	(1) ガスの供給
7	運送事業者 新日本海フェリー(株) 公益社団法人 福井県バス協会 西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道(株) 一般社団法人 福井県トラック協会	(1) 施設等の整備及び安全輸送の確保 (2) 武力攻撃事態等における物資及び人員の緊急輸送 (3) 被災施設の復旧
8	電気通信事業者 西日本電信電話(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理 (2) 武力攻撃事態等における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧
9	放送事業者 日本放送協会 福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株) 福井エフエム放送(株)	(1) 警報等の内容の放送
10	金融機関 日本銀行	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
11	日本郵便(株)	(1) 武力攻撃事態等における郵便業務の確保

第3. 関係機関との連携



1 対策本部相互の連携体制

敦賀市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）、福井県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び事態対策本部（以下「国対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。

また、敦賀市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）は県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）に対して、国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請できる。

2 県及び指定地方行政機関との連携体制

市は、武力攻撃事態等において、県の避難の指示を受けて、住民への伝達及び避難誘導を行うほか、県と協力して救援活動等を実施する。これらの国民保護措置が迅速かつ的確に実施できるように平常時から県及び指定地方行政機関との連携体制を強める。

3 消防機関との連携体制

市は、武力攻撃事態等における消防機関による消火活動や被災住民の救急救助活動が重要であることを考慮し、消防機関の人員及び消防団員、所有する資機材などの現状等について把握し、必要な装備等において消防機関と協議し、整備に努める。

また、緊急消防援助隊による人命救助活動や消防機関相互のNBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等の支援体制の整備に努める。

4 関係市町との連携体制

市は、関係市町との間で、食糧、水、生活必需品、医薬品等の備蓄品及び所要の資機材の調達に関し応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の充実に努める。

また、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を関係市町に委託する場合に備え、必要に応じ調整を図る。

5 指定公共機関等との連携体制

市は、指定公共機関等による避難住民の輸送及び救援、避難施設における臨時の通信設備の設置等が重要であることから、平常時からこれらの機関と情報連絡を密にし、これらの事務が円滑に行われるよう協力する。

6 公共的団体との連携体制

市は、住民の避難、救護等について協力を得ることができる公共的団体と平常時から情報連絡を密にし、武力攻撃事態等において迅速かつ的確な対応ができるよう、連携体制を整備する。

7 地域防災組織との連携体制

市は、住民への避難の指示の伝達、避難の誘導や救援活動等が重要であることから、平常時から地域防災組織との連携体制を強め、一体となって訓練や住民の自主的活動の育成等に取り組む。

第2章 平常時の備え

武力攻撃事態等において、市は、関係機関との緊密な連携の下、武力攻撃事態等に関する情報を互いに共有し、避難や救援といった国民保護措置を、迅速かつ的確に実施する。そのため、ボランティアや自主防災組織との協力体制の確立、救援物資等の備蓄、住民の避難等に関する施設、誘導體制等に必要な措置について整備する。

第1節 組織及び体制の整備

第1 組織及び体制の整備

1 組織の整備

市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、平常時の各部局及び対策本部等における事務分担、職員の配置、職員間の伝達系統等をあらかじめ規定しその組織の整備を図る。

2 防災体制と併せた体制の整備

市は、常備消防体制と連携を図りつつ当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制の整備に努める。また、防災体制と併せて、県や関係機関と迅速かつ的確に警報や避難の指示の受信、伝達など連絡のできる体制を確立する。

3 対策本部の機能の確保

市は、対策本部が設置された場合、その機能が発揮できるよう、平常時から、交代要員の確保やその他職員の適切な配置、飲料水や食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等に努める。

第2節 避難の訓練

第1. 訓練の実施

1 実施主体

市長は、消防団、自主防災組織と連携し、国、県、隣接の市町及び関係機関の協力を得て、それぞれ又は共同して、必要な訓練を行うよう努める。

2 防災訓練との連携

訓練の実施に当たっては、災対法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携を図るよう配慮するとともに、多様な形態の武力攻撃事態を想定して、より実践的な訓練になるよう努める。

3 住民等の参加

市長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、住民に対し、訓練への参加について協力を要請する。また、市長は、要配慮者についての情報伝達、避難誘導の方法等を訓練の内容に含めるとともに、要配慮者や女性の訓練への参加を促進するよう努める。

第2. 訓練の種別

1 実動訓練

市は、関係機関と連携して、それぞれ又は共同して、次の訓練を実施する。なお、担当職員の資質の向上、女性リーダーの育成や国民保護計画の実効性を確保するため、県及び国と連携して又は共同して訓練を行う場合もある。

(1) 通信連絡訓練

武力攻撃災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施できるよう、連絡体制の整備を図るとともに、通信用機材の操作等について習熟度を向上させるための訓練を実施する。

(2) 非常通信連絡訓練

武力攻撃事態等において、有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難になった場合に備え、無線通信系統の円滑な利用を図り、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局による県、市町及び各防災関係機関との通信を確保するための訓練を実施する。

(3) 情報連絡訓練

国民の保護に関する情報、指示、命令及び報告を円滑に実施できるよう、連絡体制の強化を図るための訓練を実施する。

(4) 非常招集（参集）訓練

応急活動を実施するために必要な職員の招集又は参集が迅速かつ確実に実施できるよう、抜き打ちによる非常招集（参集）訓練を実施する。

(5) 救助救護訓練

迅速かつ的確な救助及び救護を実施するため、おおむね次の事項について訓練を実施する。

- ア 避難
- イ 炊き出し及び給水
- ウ 物資輸送
- エ 医療助産
- オ 救出

2 避難訓練

(1) 市内における避難のための訓練

市は、関係機関と連携して、それぞれ又は共同して、武力攻撃事態等において、迅速に住民が避難できるよう、地域、学校、社会教育施設、事業所、交通機関等、人口密集地を含む様々な場所において、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。

また、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど、実践的なものとするよう努める。

(2) 広域的な避難のための訓練

市は、県及び隣接する市町と共同して、大規模な武力攻撃事態等において、市の区域を越えた避難誘導及び避難住民の受入れを円滑に実施するための避難訓練を実施する。

3 図上訓練

市及び関係機関は、共同して、随時、武力攻撃事態等における応急活動を迅速かつ的確に実施するための図上における訓練を実施する。

第3. 訓練に関する普及啓発

市及び関係機関は、各種訓練の対象者となる住民に対して、市の広報など多様な媒体を通じて、訓練に関する普及啓発を行い、住民の訓練への参加意識の高揚を図る。

第4. 訓練のための通行規制

市は、訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、県及び県公安委員会と協議し、当該訓練の実施に必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することを要請する。

第3節 物資及び資材の備蓄、整備

第1. 防災資機材の整備

市は、あらかじめ防災資機材の整備充実に努めるとともに、拠点避難場所等に設置されている備蓄倉庫に保管し、保有する防災資機材を随時点検し、保管に万全を期する。

1 防災資機材の整備

防災資機材の保管場所は次のとおりとする。

- ・ 第一防災備蓄倉庫……昭和浄水場敷地（野神）
- ・ 第二防災備蓄倉庫……昭和浄水場敷地（野神）
- ・ 第三防災備蓄倉庫……松原小学校（松原町）
- ・ 第四防災備蓄倉庫……松島中央公園（呉竹町）
- ・ 第五防災備蓄倉庫……栗野公民館（御名）
- ・ 第六防災備蓄倉庫……敦賀消防団器具置場（曙町）
- ・ 第七防災備蓄倉庫……中郷公民館（羽織町）

防災資機材は次のとおりとする。

- ・ 一般救助用器具
- ・ 重量物排除用器具
- ・ 切断用器具
- ・ 破壊用器具
- ・ 測定用器具
- ・ 呼吸保護用器具
- ・ 救助要員保護用器具
- ・ その他の救助用器具

2 防災資機材の点検等

保有する防災資機材の点検項目は次のとおりとし、結果は常に記録しておくとともに、資機材に損傷、欠落等が発見されたときは、修理・補充等必要な措置を講ずる。

(1) 機械類

- ア 不良箇所の有無
- イ 機能試験の実施
- ウ その他

(2) 機材類

- ア 種類、規格及び数量の確認
- イ 不良品の有無
- ウ 薬剤等効能の確認
- エ その他

第2. 飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄

1 市は、住民に対し、家庭内の飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄について普及啓発を図る。

- 2 市は、各避難所又は自治会単位で飲料水、食糧、生活必需品及び女性用品等の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。
- 3 市は、応急時において市における備蓄物資では供給が不足する場合に、県に対して、広域圏ごとに分散備蓄している物資の供給を要請する。

第3. 自然災害等における備蓄との関係

市は、住民の避難及び避難住民の救援のために備蓄する物資及び資材について、災対法の規定による備蓄と相互に兼ねるものとする。

第4節 医療救護体制の整備

国民保護措置の実施のために必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等については、国において備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等を踏まえ対応する。

第1. 医療救護体制の整備

市は、武力攻撃災害時に迅速かつ的確に医療活動が実施されるよう、県の医療救護活動を支援する体制を整備する。

1 初期医療体制の整備

市は、自主防災組織等による軽症の負傷者等の応急救護など、県の救護班の活動を支援する体制の整備に努める。

2 医薬品等の確保

市立敦賀病院等を中心に医薬品等の備蓄に努め、県が設置する救護所の活動を支援する。

第2. 救急救助体制の整備

消防機関は、医療機関又は他の消防機関と平常時から連携を密にしておくとともに、適宜訓練を実施するなど救急救助体制の整備を図る。

また、NBC攻撃による災害が発生した場合には特殊な装備で現場に臨む必要があることから、防護服等資機材の整備を進める。

第5節 要配慮者支援体制の整備

武力攻撃事態等において、要配慮者に対する避難、救援などの国民保護措置を迅速かつ的確に実施できるよう体制の整備を図る。

第1. 組織体制の強化

1 要配慮者支援体制の整備

市は、防災関係部局と福祉関係部局を中心とした横断的な組織として、自然災害や武力攻撃事態等に要配慮者を支援するための要配慮者支援体制を整備し、要配慮者の避難支援業務を的確に実施する。

2 関係部局・機関等との連携強化

市は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者を明確にするとともに、消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないこと、不在時を想定した複数ルート化等に配慮しつつ、伝達網を整備するよう努める。

3 社会福祉施設等における対策の要請

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るよう要請する。

- (1) 災害時の迅速、的確な対応のため、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等を明確にした施設内の計画を作成するなど、組織体制を整備する。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び避難所を周知し、基本的な行動がとれるよう研修、訓練等を定期的実施する。
- (3) 市、県、施設相互間、自主防災組織及び地域住民等との連携による応援協力体制の整備に努める。

第2. 支援体制の整備

1 実情の把握

市は、要配慮者の避難、救援等を適切に行うため、自治会、民生児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の状況を把握し、在宅保健・福祉サービスの提供等を通じ、災害時に支援等の必要な対象者や介護体制の有無等について、住民のプライバシーに十分な配慮を行いつつ、その実情の把握に努める。

2 避難支援計画の策定及び情報の共有

要配慮者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、自然災害における対応と併せて具体的な避難支援計画の整備に努める。

なお、要配慮者に関する情報は、個人情報保護に配慮した上で、県及び各関係機関と共有に努める。

3 自治会等の協力による支援体制の整備

要配慮者の支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、自治会、民生児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者及び避難支援者までの迅速・確実な情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施等が行えるようその支援体制の整備に努める。

4 県健康福祉センター等との連絡・連携体制の整備

市は、県健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービスセンター等との連絡・連携体制の整備に努める。

5 介護体制の整備

市は、在宅介護支援センター、福祉サービスセンター及び社会福祉協議会等と連携し、災害時における介護体制の整備に努める。

第3. 避難路等

1 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識、外国語表記等の整備に努める。

2 市は、要配慮者に対し、災害時において緊急に連絡ができ、安全の確保が図られるよう緊急通報機器（インターネット、電子メール等含む。）の整備又は活用を図る。

第4. 武力攻撃災害に関する知識の普及

市は、県と協力して、パンフレット、ビデオ等により要配慮者に対して実情に配慮した武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。

また、外国人に対しては、外国語版の作成などについて配慮する。

第5. 国民保護訓練における配慮事項

市は、国民保護訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第6. 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する武力攻撃災害に関する対策を講ずるに当たっては、次のとおり配慮する。

- (1) 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- (4) 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食品を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- (5) 障害の状況等に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
- (6) 避難施設又は居宅への必要な資機材の設置又は配布
- (7) 避難施設又は居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- (8) 在宅又は避難施設内の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

第7. 児童及び生徒の避難時の配慮

学校の管理者等は、児童及び生徒を当該学校以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後状況に応じて保護者への連絡及び引渡しを行うこととし、あらかじめ対策を講ずるよう努める。

第6節 自主防災組織の充実

第1. 消防団、自主防災組織の充実

1 自主防災組織等の設置、育成

市は、次に掲げる様々な形態の自主防災組織等の設置及び育成を図り、活動資機材・設備の整備、リーダーの養成、訓練等の実施に努める。

(1) 消防団

気比分団、松原分団、西浦分団、東浦分団、東郷分団、中郷分団、愛発分団、栗野分団からなり、敦賀美方消防組合により組織されるもの

(2) 地域の防災組織

町内会、自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの

(3) 施設、事業所等の防災組織

学校、病院、事業所等の施設において、管理者が組織し、設置するもの

(4) 各種団体の防災組織

女性団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

第2. 組織の活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じ、平常時及び武力攻撃災害の発生時において、効果的な防災活動を行うよう努める。

なお、武力攻撃災害の発生時においては、安全が確保される場所及び時期においての活動を基本とする。

1 平常時の活動

- (1) 防災関係機関と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立する。
- (2) 防災意識の普及を図る。
- (3) 防災訓練（避難誘導、救出救護等）を実施する。
- (4) 火気使用設備器具等の点検を指導する。
- (5) 防災用資機材等の早急な整備及び点検を実施する。
- (6) 住民に対して非常食、救急医薬品等を常時備蓄するよう指導する。
- (7) 住民参加の下で地域ぐるみの安全点検を実施する。

2 災害発生時の活動

- (1) 地域内の被害状況その他の必要な情報を収集し、市等に通報する。
- (2) 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
- (3) 被災者の救出救護に当たる。
- (4) 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
- (5) 出火した場合は、協力して初期消火に当たる。
- (6) 要配慮者に十分配慮し、地域住民の避難誘導に当たる。
- (7) その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

第3. 自主防災組織の活動に対する措置

市は、武力攻撃災害の発生時に自主防災組織の活動が的確に行われるよう、災害情報の伝達、協力要請、活動指導等についてあらかじめ必要な措置を講じる。

1 情報の伝達

県及び防災関係機関と情報を共有し、正確かつ迅速に伝えられるシステムを確立する。

2 協力要請

(1) 自主防災組織が迅速に活動できるように、県及び防災関係機関への協力を要請する。

(2) 自主防災組織が相互に協力を行えるよう要請を行う。

3 指導

(1) 有識者や専門家による講習会を行う。

(2) 実際に即した訓練を行う。

4 資機材の貸与等

市は、自主防災組織に対し、必要に応じて活動資機材の貸与を行うとともに、自主防災組織間の資機材の貸借について調整する。

第4. 自主防災組織と防災関係機関との連携

市は県と連携し、地域における自主防災組織相互の連携や消防団その他防災関係機関と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第7節 ボランティア活動への支援

第1. ボランティアの活動内容

1 一般的な活動

- (1) 安全が確保された避難施設における救援物資等の搬送及び整理
- (2) 避難住民等の生活援助
- (3) 炊き出し等の食事サービス
- (4) 要配慮者への支援活動
- (5) 被災地の武力攻撃終了後における被災住宅の後片付け等

2 専門的な活動

- (1) 外国語通訳
- (2) 点字、朗読、手話通訳及び要約筆記
- (3) 介護
- (4) 通信
- (5) ボランティアのコーディネート等

なお、ボランティア活動は、武力攻撃が終了した段階で行われるものであり、その活動は自発的意思によるものであることや安全が確保されていることに十分配慮する。

第2. ボランティア活動体制の整備等

1 ボランティア活動体制の整備

市は、さまざまなボランティア活動が円滑に実施されるよう、県と連携しボランティア自身による自主的な活動運営の環境を整備するとともに、ボランティアへのニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、受入れ体制の確保に努める。

2 ボランティアの養成及び活動の支援

市は、ボランティア活動に必要な知識、技能等についての研修会等を開催し、リーダー、コーディネーター、アドバイザー等の養成を行う。

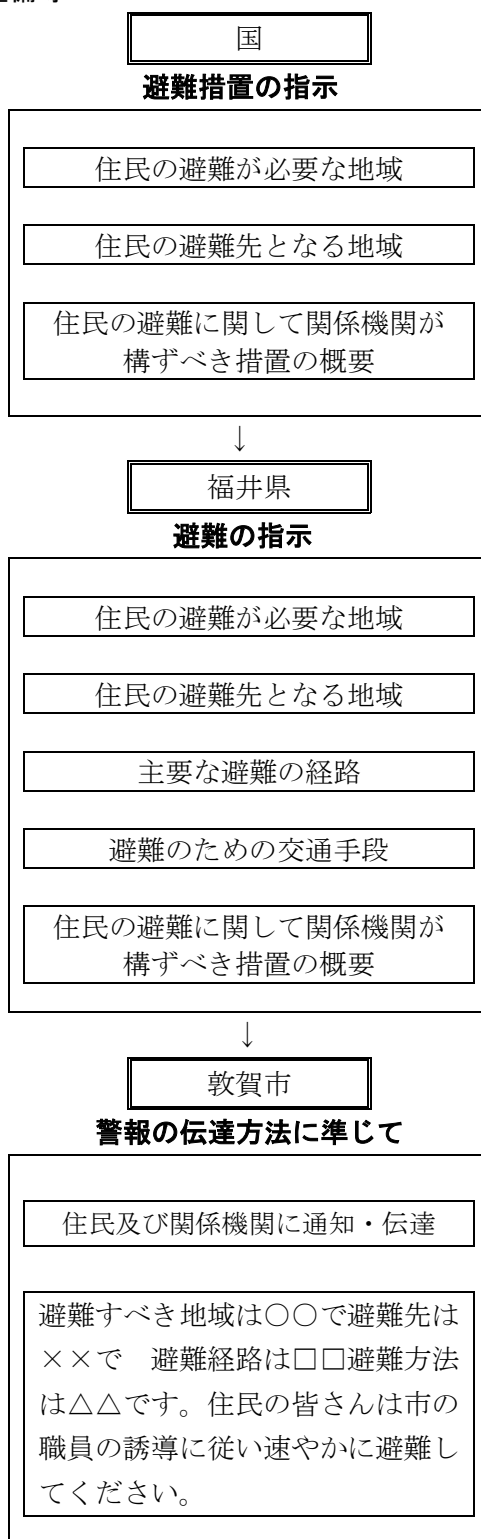
また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

3 ボランティア応援体制の整備

市は、平素より日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体と連携を図り、協働による組織体制を整備するとともに、市を超えた広域的な応援体制を整備する。

第8節 避難に関する平素からの備え

第1. 避難誘導體制の整備等



1 避難誘導體制の整備

市は、住民の避難誘導を最優先とし、常日頃から県、関係機関との調整を図りながら次のとおり避難誘導體制を整備する、また、国や県の避難マニュアル等を参考に、避難方法や降雪時等の避難方法など複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ

め作成するとともに、地区、自治会単位での各種訓練等を推進する。

- (1) 迅速かつ安全な避難を期するため、避難経路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備するとともに、避難誘導マップ等を作成し、住民に対して周知徹底を図る。
- (2) 社会福祉施設、病院など自ら避難することが困難な要配慮者を擁する施設においては、常に人数把握を行い、施設管理者との調整を図りながら車両等による輸送計画の作成に努める。
- (3) 保育所、幼稚園、小・中学校等の児童生徒については、職員の引率、保護者への連絡及び引渡しを迅速に行うための連絡網を作成する。
- (4) 大規模集客施設、大規模集合住宅など多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対して、火災や地震の対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うための措置の実施に努めるよう要請する。
- (5) 鉄道、バス等を運行する一般旅客運送事業者に対して、迅速かつ的確な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を図るため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

2 住民への周知

市は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に迅速かつ的確に伝達する場合に備え、緊急通報機器（防災情報伝達システム、防災情報受信機、CATV、インターネット、広報車等）を整備するなど、住民等に周知徹底できる体制の確立を図る。なお、避難の必要がなくなり、避難住民を通常の生活に復帰させる場合も同様の緊急通報機器で周知できる体制を整える。

3 避難のため必要となる情報の収集

市は、避難実施要領の作成に備え、北地区、南地区、西地区、松原地区、西浦地区、東浦地区、東郷地区、中郷地区、愛発地区、栗野地区を避難の単位となる区域（以下「避難地区」という。）として定め、避難に関する次に掲げる情報を収集し、適宜更新を行うことで、最新の情報となるように努める。

- (1) 避難地区の位置
- (2) 避難地区ごとの昼夜間人口と世帯数
- (3) 避難地区ごとの要配慮者の人数、居住場所、避難誘導の責任者及び避難誘導時に必要とする支援の内容
- (4) 避難地区ごとの避難施設の所在地、収容人数、構造、駐車場の有無及び収容台数、トイレ・給食設備その他避難時に必要となる設備の有無等
- (5) 市所有の車両等の台数及びそれぞれの定員
- (6) 市所有の車両等のうち車椅子の収容可能な車両台数及びそれぞれの車椅子の収容可能数
- (7) 避難の際に、要配慮者の避難に使用できる自家用車の台数、それぞれの定員、所有者、運転者及び輸送対象者等
- (8) 事業所単位での避難を検討すべき大規模な事業所及びその従業員数
- (9) 海上避難に備えた船舶等の把握

4 避難誘導責任者及び避難誘導員の配置

市は、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、現地に避難誘導責任者を配置するとともに、消防吏員及び警察官等と連携し、また、消防団、防犯隊、自主防災組織、自治会単位の防災リーダー等の協力を得て、避難道路の要所に避難誘導員を配置し、高齢者や障害者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導體制の確立を図る。

避難に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行い、要配慮者を優先して誘導するものとする。

第2. 避難施設の指定及び整備

1 避難施設の選定及び報告

(1) 市長は、次の基準を満たす施設を選定し、知事に報告する。

ア 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場その他の公益的施設であること。

イ 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。

ウ 速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。

エ 火災、水害その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

オ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(2) 避難施設の選定に当たっては、要配慮者への配慮や弾道ミサイル及びNBC攻撃を想定して、次の事項を満たす施設を優先する。

ア 要配慮者に対応できる設備があること。

イ コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設であること。

ウ 周辺に駐車場が確保できること。

2 避難施設の指定及び通知

市長より選定の報告を受けた知事は、法第148条の規定に基づき施設を施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。

3 変更等の届出

避難施設の指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により当該施設の避難住民等の受け入れもしくは救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えるときは、市長を経由して知事に届けるものとする。

4 避難施設の整備

市は、避難施設の収容人員の合計が昼夜別、平日・週末別、季節別の人口を考慮して施設の整備に努める。なお、整備に当たっては1(1)及び1(2)の基準を満たすように努める。

5 住民への周知等

市長は、避難時にどの住民がどの避難施設を利用するかについて調整し、あらかじめ住民に周知しておくよう努める。

第9節 その他の備え

第1. 国民保護に関する知識の普及

1 住民、事業者等に対する知識の普及

市は、警報の伝達、避難、救援等に関する教材又は手引書を作成し、配布するほか、住民に対する広報などを通じて、国民保護に関する知識の普及を図る。

また、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平常時から周知に努める。

(1) 普及の方法

- ア 市の広報媒体の活用
- イ 講習会、研修会等の開催
- ウ 報道機関を通じた広報
- エ 訓練の実施
- オ パンフレット等の配布
- カ 住民運動としての地域での取組みの推進

(2) 普及の内容

- ア 国民保護に関する一般知識及び概要
- イ この計画並びに各機関の『国民保護計画』及び『国民保護業務計画』の内容
- ウ 国民保護法及び関係法の趣旨徹底
- エ 弾道ミサイル発射時の情報伝達及び落下時の行動に関する知識
- オ 平常時の心得（非常時持出品の準備など）
- カ 2～3日分の水、食糧等の備蓄
- キ 各機関の対策
- ク その他必要な事項

2 防災関係職員に対する研修

市は、防災業務に従事する職員に対し武力攻撃災害等における適正な判断力を養い、各機関における国民保護措置の円滑な実施を期するため、自然災害時の職員動員等を定めた手順書等を活用するほか、次により研修の徹底を図る。

(1) 研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 国民保護措置の手引書等の配布
- ウ 訓練による実践的研修

(2) 研修の内容

- ア この計画及びこれに伴う各機関の体制と役割
- イ 非常参集の方法と各自の任務分担
- ウ 武力攻撃事態等についての知識及び各種被害の特性
- エ 武力攻撃原子力災害への対処と技術
- オ 関係法令の運用
- カ その他必要な事項

3 教職員に対する研修及び児童生徒に対する教育

市は、教職員に対し、国民保護に関する知識の普及を図るとともに、武力攻撃事態等の対処方法についての研修を実施する。

また、児童生徒に対し、国民保護や武力攻撃事態等における避難などに関する教育の推進に努める。

4 ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者等に対する知識の普及

市は、ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者に対して、武力攻撃災害の発生時における、その管理する施設の安全確保や住民の危害防止のための措置についての知識の普及を図る。

第3章 国民保護措置の実施体制

武力攻撃事態等において、市は、国が対策本部を設置すべき市として指定したことの通知を県から受けた場合、速やかに「市対策本部」等を設置し、避難や救援に関する国民保護措置を的確に実施する。

また、市は武力攻撃事態等が認定される前であっても武力攻撃の初期の段階で、法に基づく対策としてではなく、独自の対応として敦賀市国民保護対策連絡室（以下「市連絡室」という。）を設置し、県及び関係機関と相互に連携協力することにより、迅速かつ的確に国民保護措置が実施できるよう初動体制を確立する。

第1節 実施体制の整備

第1. 敦賀市国民保護対策連絡室の設置

市は、国において武力攻撃事態等が認定される前など武力攻撃の初期の段階において、「市連絡室」を設置し、国、県及び関係機関との間で情報の共有化を図りながら、国民保護措置の速やかな実施に対応する。

1 設置及び廃止基準

(1) 設置基準

- ア 国対策本部の本部長（以下「国対策本部長」という。）から警報が発令された場合
- イ 国からの警報発令以前の段階で、武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、又は県が福井県国民保護対策連絡室を設置した場合において、市長が、市連絡室の設置の必要があると認めた場合

(2) 廃止基準

- ア 警報が解除された場合
- イ 警報が発令されるおそれがなくなった場合
- ウ 市対策本部の設置が決定された場合
- エ その他市長が廃止することが適当と認めた場合

2 設置場所

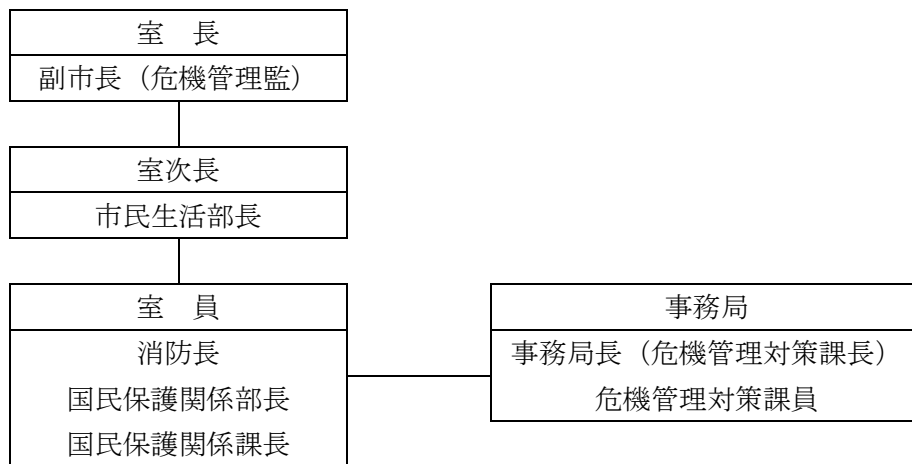
市連絡室は、原則として敦賀市防災センターに設置する。

敦賀市防災センターが被災し設置できない場合は、出先機関の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

3 組織及び業務内容

- (1) 市連絡室の室長は、副市長（危機管理監）をもって充て、市連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 市連絡室の室次長は、市民生活部長をもって充て、室長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 市連絡室の室員は、危機管理対策課長、及び国民保護措置に関係のある部長、課長をもって充てる。

- (4) 市連絡室に危機管理対策課長を長とする事務局を置き、その事務は危機管理対策課員が行う。
- (5) 市連絡室の組織図は、次のとおりとする。



室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ敦賀市国民保護対策連絡室会議（以下「連絡室会議」という。）を招集する。

連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- ア 武力攻撃事態等のおそれのある状況及びその対応状況
 - イ 関係課相互の調整事項
 - ウ 関係機関との連携推進に関する事項
 - エ 国、県、他市町及び関係機関に対する要請に関する事項
 - オ その他情報の収集連絡等に関する事項
- (6) 連絡室会議での協議・報告事項は、市長に報告するとともに、次に掲げる機関に通知する。

ただし、エに掲げる機関については必要がある場合に限る。

- ア 消防本部
- イ 県（福井県国民保護対策連絡室）
- ウ 関係する指定公共機関及び指定地方公共機関
- エ 敦賀警察署及び敦賀海上保安部

第2. 敦賀市国民保護対策本部の設置

1 設置及び廃止基準

市長は、次の場合に市対策本部を設置又は廃止する。

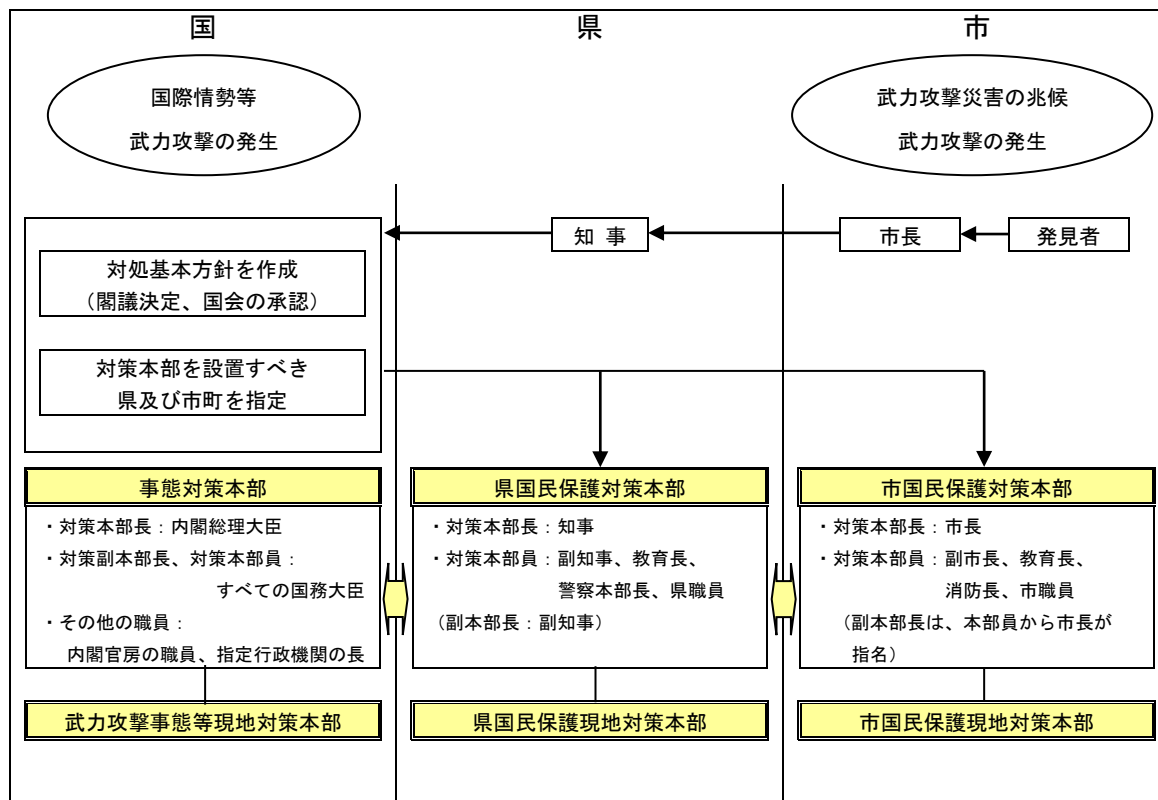
(1) 設置

市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合

なお、当該指定が行われていない場合で、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、市長は、内閣総理大臣に対し、知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請することができる。

(2) 廃止

市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けた場合



2 設置場所

市対策本部は、原則として敦賀市防災センターに設置する。

敦賀市防災センターが被災し設置できない場合は、出先機関の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

3 組織、事務分掌等

- (1) 市対策本部長は、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 市対策本部の副本部長は、副市長（危機管理監）をもって充て、市対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 市対策本部の本部長付に教育長をもって充てる。
- (4) 市対策本部の本部員は、各部長、敦賀病院事務局長、教育委員会事務局長及び消防長をもって充てる。
- (5) 市対策本部の連絡員は、各部長より指名した者をもって充てる。
- (6) 市対策本部に別表2に掲げる班を置き、班長は各班を指揮監督し、班員は班長の命を受けて応急対策に従事する。
- (7) 市対策本部の組織図及び事務分掌は、別表1及び別表2のとおりとする。

4 本部の運営

(1) 市対策本部に、市対策本部長、副本部長、本部長付及び本部員で構成する敦賀市国民保護対策本部会議（以下「市対策本部会議」という。）を置く。

(2) 市対策本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ市対策本部会議を招集する。

市対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

ア 国の指示に関する事項

イ 市対策本部の国民保護措置の実施に関する事項

ウ 市対策本部各班相互の調整に関する事項

エ 指定公共機関等との連携推進に関する事項（協力応援に関する事項を含む。）

オ 国、県及び関係機関に対する応援要請に関する事項

カ その他国民保護措置に関する重要な事項

市対策本部会議を開催するときは、国対策本部、県対策本部及び関係市町等との情報の共有を図る。

(3) 各部は、市対策本部長と各部の連絡を強化するため、連絡員を市対策本部会議に派遣する。

(4) 本部の庶務は、総合班が各部、関係機関の協力を得て行う。

5 地域対策支部

(1) 必要に応じ地域対策支部（以下「支部」という。）を置き、国民保護措置の指揮及び現地での活動にかかわる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、市対策本部長に応急対策の実施状況を報告する。

また、支部の廃止は、状況に応じ市対策本部長が決定する。

(2) 各地区の支部の設置場所は、次のとおりとする。

ア 市街地（北） 北 公民館

イ 市街地（南） 南 公民館

ウ 市街地（西） 西 公民館

エ 松原地区 松原公民館

オ 西浦地区 松原公民館

カ 東浦地区 東浦公民館

キ 東郷地区 東郷公民館

ク 中郷地区 中郷公民館

ケ 愛発地区 愛発公民館

コ 栗野地区 栗野公民館

(3) 支部長は市対策本部長が指名した者をもってあて、副支部長は施設の長をもってあてる。

6 現地対策本部等の設置

市対策本部長は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置し、副本部長、本部長その他の職員から現地対策本部長を任命する。

市対策本部長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣する。

別表1 国民保護対策本部の組織

国民保護対策本体会議	本部長	市長	総務部 (総務部長)	総務班	総務課 情報管理課
	副本部長	副市長 副市長 (危機管理監)		財政班	財政課 契約管理課 会計課
	本部長付	教育長		輸送物資班	税務課 債権管理課
				特設班	議会事務局 監査委員事務局
	本部員	総務部長 企画政策部長 市民生活部長 福祉保健部長 産業経済部長 観光部長 建設部長 都市整備部長 水道部長 敦賀病院事務局長 教育委員会事務局長 消防長	企画政策部 (企画政策部長)	情報班	ふるさと創生課 原子力安全対策課 市民協働課
				広報渉外班	秘書広報課
			市民生活部 (市民生活部長)	総合班	危機管理対策課
				生活環境班	環境廃棄物対策課 敦賀斎苑 生活安全課 市民課 清掃センター 衛生処理場
			福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉班	地域福祉課 児童家庭課 長寿健康課 国保年金課
				救護班	健康推進課
産業経済部 (産業経済部長)			商工班	商工貿易振興課	
			農林水産班	農林水産振興課	
観光部 (観光部長)			観光班	観光交流課 新幹線まちづくり課 人道の港発信室	
建設部 (建設部長)			土木班	道路河川課 公共交通用地対策室	
	住宅班	住宅政策課			
都市整備部 (都市整備部長)	都市計画班	都市政策課 新幹線整備課			
水道部 (水道部長)	上下水道班	経営企画課 上水道課 下水道課			
病院部 (敦賀病院 事務局長)	病院班	総務企画課 医療サービス課			
教育部 (教育委員会 事務局長)	避難班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課			
	救援隊施設班	総合運動公園			
	炊き出し班	学校給食センター			
消防部 (消防長)	消防班	消防本部各課 敦賀消防署			
地域対策支部 (本部長の 指名する者)	北公民館 南公民館 西公民館 松原公民館 東浦公民館 東郷公民館 中郷公民館 愛発公民館 栗野公民館				
現地事務所 (本部長の 指名する者)	被災地現場				

国民保護対策本部事務分掌（2）

部名（部局長）	班名（班長）	担当課	事務分掌	初動事務
市民生活部 （市民生活部長）	総合班 （危機管理対策課長）	危機管理対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊その他救援派遣の要請に関する事。 ・災害対策全般の総括及び総合調整に関する事。 ・本部の設置及び廃止に関する事。 ・防災指令の発令及び解除に関する事。 ・避難勧告に関する事。 ・本部及び各班の連絡調整に関する事。 ・本部員会議及び班長会議に関する事。 ・国民保護協議会委員との連絡調整に関する事。 ・災害状況等の総括とりまとめに関する事。 ・応急対策実施状況の総括とりまとめに関する事。 ・気象その他の情報の収集伝達に関する事。 ・防災行政無線等による連絡に関する事。 ・その他各班に属さない事項に関する事。 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	生活環境班 （環境廃棄物対策課長）	環境廃棄物対策課 敦賀斎苑 生活安全課 市民課 清掃センター 衛生処理場	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者の埋葬に関する事。 ・遺体安置所の確保及び収容に関する事。 ・交通規制に伴う指導に関する事。 ・住民等からの問い合わせ、相談等の対応に関する事。 ・被害外国人への情報提供及び相談に関する事。 ・避難所での被災者の登録及び各種相談窓口に関する事。 ・災害廃棄物の総合的処理企画に関する事。 ・し尿等の収集及び処理に関する事。 	○
福祉保健部 （福祉保健部長）	福祉班 （地域福祉課長）	地域福祉課 児童家庭課 長寿健康課 国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の総合的支援の企画及び実施に関する事。 ・要配慮者の支援に関する事。 ・福祉避難所に関する事。 ・市災害見舞金及び弔慰金に関する事。 ・日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関する事。 ・ボランティア事務所の設置に関する事。 ・ボランティア団体及びボランティアとの連絡調整、並びに受入れ及び配置に関する事。 ・義援物資の受入れ、配分、輸送に関する事。 ・園児の安全対策に関する事。 	○ ○ ○
	救護班 （健康推進課長）	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療及び健康相談に関する事。 ・医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事。 ・医療ボランティアの受入れ・調整に関する事。 ・救護所の編成、配置及び開設並びに応急治療に関する事。 ・防疫に関する事。 	○
産業経済部 （産業経済部長）	商工班 （商工貿易振興課長）	商工貿易振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係業種の被害調査及び応急対策に関する事。 ・被災中小企業等への資金貸付又は融資に関する事。 ・企業・関係団体等への人的・物的支援の協力要請に関する事。 ・輸送にかかる民間車両等の借り上げに関する事。 ・海上輸送に係る船舶の借上げに関する事。 ・避難所の開設及び管理運営の支援に関する事。 	○ ○ ○
	農林水産班 （農林水産振興課長）	農林水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・主食及び生鮮食料品の確保に関する事。 ・物資集積所の管理に関する事。 ・農林漁業用施設の応急対策に関する事。 ・孤立集落の応急対策に関する事。 ・漁場、沿岸等の環境調査に関する事。 ・畜産の被害対策及び死亡獣畜の処理に関する事。 ・汚染海鳥等の保護に関する事。 	○ ○ ○
観光部 （観光部長）	観光班 （観光交流課長）	観光交流課 新幹線まちづくり課 人道の港発信室	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行者（外国人旅行者を含む）への情報提供等に関する事。 ・避難所の開設及び管理運営の支援に関する事。 	○

国民保護対策本部事務分掌（3）

部名（部局長）	班名（班長）	担当課	事務分掌	初動事務
建設部 （建設部長）	土木班 （道路河川課長）	道路河川課 公共交通用地 対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の障害物除去及び補修に関すること。 ・道路橋りょうの確保及び応急対策に関すること。 ・危険箇所等確認パトロール及び応急対策に関すること。 ・建設業会等関係機関の連絡調整に関すること。 ・土木資材及び水防資材の確保調達に関すること。 ・道路除雪に関すること。 ・緊急輸送路の維持補修に関すること。 ・土砂崩れに対する応急措置に関すること。 ・重油等漂着危険物の除去、搬送に関すること。 ・道路通行制限に関すること。 ・応急及び復旧工事に係る広域応援の受入及び調整に関すること。 ・公共土木施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 	○ ○ ○ ○ ○
	住宅班 （住宅政策課長）	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・避難施設及び収容施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・建物応急危険度判定に関すること。 ・建物の危険性の調査に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・応急仮設住宅の管理及び入居者の選定に関すること。 ・被害建物の現況に関すること。 ・罹災証明書の交付に伴う被害建物の現地調査に関すること。 	○ ○
都市整備部 （都市整備部長）	都市計画班 （都市政策課長）	都市政策課 新幹線整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設の応急対策に関すること。 ・がれきの処理に関すること。 ・倒壊家屋の解体、撤去及び処理に関すること。 ・広報車による広報活動に関すること。 	○ ○
水道部 （水道部長）	上下水道班 （経営企画課長）	経営企画課 上水道課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水に関すること。 ・上水道の応急復旧に関すること。 ・下水道の応急復旧に関すること。 ・広域給水応援の受入れ、調整に関すること。 	○
病院部 （敦賀病院事務局長）	病院班 （総務企画課長）	総務企画課 医療サービス課	<ul style="list-style-type: none"> ・救急患者の収容及び診療助産に関すること。 ・医療材料の調達・供給に関すること。 ・災害派遣医療チーム（DMAT）の受け入れに関すること。 ・その他応急医療に関すること。 	
教育部 （教育委員会事務局長）	避難班 （教育総務課長）	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童、生徒の安全対策に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・学用品等の確保に関すること。 	○
	救援隊施設班 （総合運動公園所長）	総合運動公園	<ul style="list-style-type: none"> ・救援派遣者の宿泊等に関すること。 	
	炊き出し班 （学校給食センター所長）	学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する連絡調整、資材の調達、供給に関すること。 	
消防部 （消防長）	消防班 （消防本部長）	消防本部各課 敦賀消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消火、救出救助に関すること。 ・救急に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。 ・消防団員の動員に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・警戒監視及び被災地の被害調査に関すること。 ・広域消防応援の受入れ及び調達に関すること。 ・避難誘導勧告に関すること。 	○ ○ ○ ○ ○ ○
共 通 事 項			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・各課所管及び関連施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・応急対策及び復旧用応急資機材の購入に関すること。 ・各課所管の避難所の開設及び管理、運営に関すること。 ・各部、各班の相互協力に関すること。 ・部内関係の災害記録に関すること。 	

7 市対策本部を設置した場合における関係機関への通知

市対策本部を設置した場合は、次に掲げる機関にその旨を通知又は報告する。

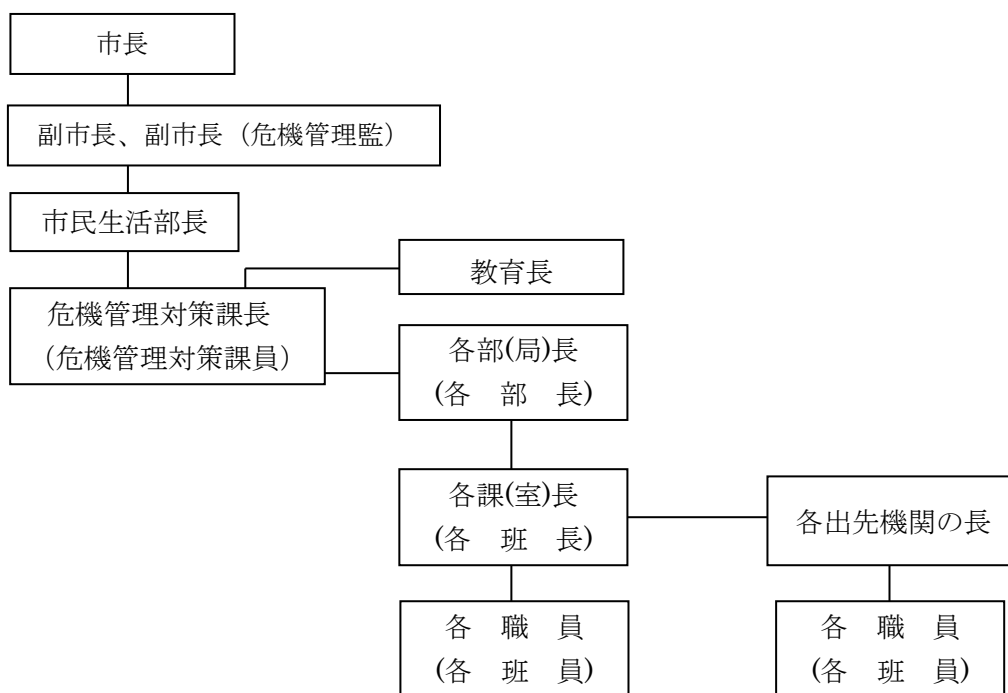
- (1) 市議会事務局
- (2) 消防本部
- (3) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
- (4) 防災関係機関
- (5) 県（対策本部）

8 市対策本部設置の公表

市対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞及び市のホームページ等を通じて公表するとともに、本部の標識を入りに掲示するものとする。

9 市対策本部設置の伝達

市対策本部の設置に係る伝達系統は次のとおりとする。



10 職員の参集

(1) 全職員の参集

市対策本部の設置の伝達があったときは、全職員は直ちに参集するものとする。

(2) 参集場所

原則として本部員、連絡員については敦賀市防災センター災害対策本部室とし、市内に居住する本庁職員については各所属課とする。なお、本庁勤務以外の職員は、自己の勤務場所とする。ただし、平時において徒歩2時間以内に各所属課に参集できない職員については、交通機関等が途絶し緊急の参集が困難な場合にあっては、本庁及び最寄りの地域対策支部（公民館等）に参集する。

また、道路、橋梁等の断絶により、上記の参集も困難な場合には、最寄りの公共施設等に出向く。

(3) 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中に重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

(4) 参集状況等の報告

各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、総合班へ報告する。

11 国、県その他の機関の対策本部等との協力

国、県その他の機関の対策本部又は現地対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整し、協力する。

12 県の現地対策本部との合同会議

県の現地対策本部と市町対策本部で、必要に応じて合同会議を開催し、情報の共有化及び国民保護措置を効果的に実施する体制を確立する。

13 県から派遣された職員との協力

市対策本部設置時に、県から派遣される職員が行う情報収集・伝達活動に対し、市は積極的に協力し、県と連携の取れた国民保護措置を実施する。

14 防災関係機関の対策本部会議への出席

市は、県その他防災関係機関に対し、当該機関に属する職員の市対策本部会議への出席を求めることができる。この場合において、県その他防災関係機関との調整は、原則として市対策本部会議に出席している職員を通じて行う。

15 総合調整への協力

国対策本部長及び県対策本部長による総合調整が行われた場合に、所要の措置を迅速かつ的確に実施するように努める。

16 情報の分析整理

市は、国、県及び関係機関からの情報の分析及び整理を行い、これらの各機関との間の情報の統一化及び共有化を図る。

第2節 応援の要請

第1. 自衛隊の部隊等の派遣の要請

1 派遣の要請

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣の要請を行う。
- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対し国民保護等派遣の要請をするよう求めることができない場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、防衛大臣に連絡する。

この場合、防衛大臣はその内容を国対策本部長に報告し、それを受けた国対策本部長は緊急に必要があると認めるときは、防衛大臣に国民保護等派遣を求める。

2 派遣の要請手続

市長は、派遣の要請を行うときは、武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する理由、派遣を希望する期間、活動内容等の事項を記載した文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信で行う。

第2. 他の市町村長等に対する応援の要求

1 他の市町村長等への応援の要求

市長その他の市の執行機関（以下「市長等」という。）は、必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長その他の執行機関に応援を求めることができる。

2 知事等に対する応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事その他の県の執行機関に応援を求めることができる。

3 応援の要求手続

市長等は、応援を求めるときは、応援を求める理由、応援を希望する期間、活動内容等の事項を記載した文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信で行う。

第3. 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、当該市の消防力及び福井県広域消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援等のための必要な措置を講ずることを要請することを求めることができる。

第4. 職員の派遣要請及びあっせん

1 職員の派遣の要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときに、知事に対して県の職員の派遣を要請することができる。

また、次の機関に対して職員の派遣の要請をするときは、知事を経由して行う。

ただし、人命の救助等のため特に緊急を要する場合は、直接要請することができる。

- (1) 指定行政機関
- (2) 指定地方行政機関
- (3) 特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）

2 職員の派遣の要請手続

職員の派遣要請は、派遣を要請する理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により行う。

3 職員の派遣のあっせん

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事を経由して国に対し、職員の派遣のあっせんを求めることができる。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は直接求めることができる。

4 職員の派遣のあっせんの手続

職員の派遣のあっせんを求めるときは、派遣のあっせんを求める理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により行う。

第3節 情報の収集、提供

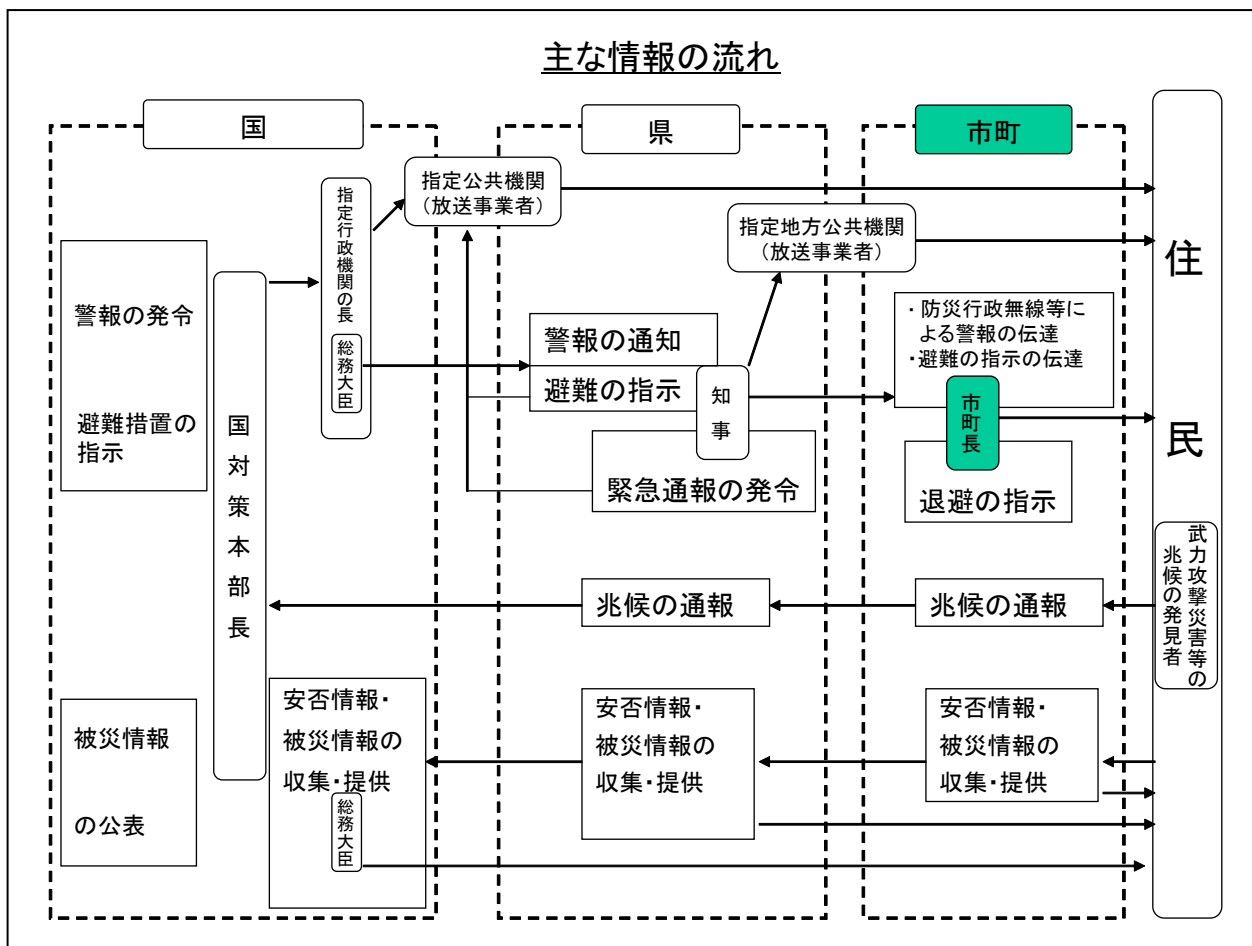
武力攻撃事態等において各機関が国民保護措置を実施する際には、自然災害時以上に、警報の発令や避難の指示などの情報伝達が、迅速かつ的確に行われることが重要となる。このため、これらの情報の通知、伝達の全体の流れが明確に分かるよう、内容、系統等を示す。

第1. 情報の流れ

武力攻撃事態等における情報は、大きく分けて二つの流れがある。一つは、住民に対して伝達すべき指示等であり、もう一つは住民から収集する安否情報等である。

主な情報の流れは、次に掲げる表のとおりであり、それぞれの情報の内容、伝達先等については、この節において個別に規定する。

なお、国、県及び市は、これらの国民保護措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、住民に迅速に提供するよう努める。



第2. 警報等の通知及び伝達

1 警報の内容

国対策本部長が発令した警報は、知事から通知され、その内容は次のとおりである。

- (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測

- (2) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（ただし、通知されない場合がある。）
- (3) その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

2 避難の指示の内容

知事から通知される避難の指示の内容は次のとおりである。

- (1) 要避難地域等
- (2) 避難先地域
- (3) 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- (4) 主要な避難の経路
- (5) 避難のための交通手段
- (6) その他避難の方法

3 緊急通報の内容

知事が発令する武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の内容は次のとおりである。

- (1) 武力攻撃災害の現状及び予測
- (2) その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

4 警報、緊急通報の通知又は伝達

市長は、知事から警報及び緊急通報の通知を受けたときは、速やかに次の者に通知の内容を伝達し、又は通知する。

- (1) 住民
- (2) 防災関係機関

5 避難の指示の通知又は伝達

市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、速やかに次の者に通知の内容を伝達し、又は通知する。

- (1) 要避難地域等の住民
- (2) 防災関係機関

6 警報等の伝達方法

市長が、知事から警報等の通知を受けたときの住民等への情報伝達は、次の方法による。

- (1) サイレン
- (2) 防災情報伝達システム
- (3) インターネット
- (4) ケーブルテレビ
- (5) コミュニティFM
- (6) 広報車
- (7) その他

7 県警察との連携

市長は県警察と協力し、警報又は緊急通報の内容の伝達が住民に対し迅速かつ的確に行われるように努める。

第3. 退避の指示の伝達

1 退避の指示

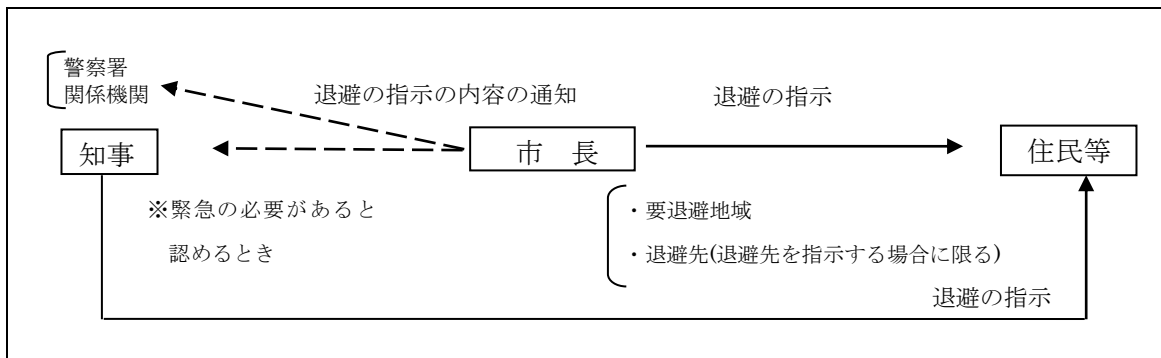
市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（例：武力攻撃により可燃性のガスに引火し、爆発が起こる可能性がある場合）において、住民の生命、身体又は財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急に必要があると認めるときは、国からの避難の指示を待たずに必要と認める地域の住民に対し、一時的に退避をすべき旨の指示を行う。

2 退避の指示の内容

- (1) 要退避地域
- (2) 退避先（退避先を指示する場合に限る。）

3 退避の指示の通知及び伝達

- (1) 市長は、退避の必要があると認めた場合には、警報等の伝達方法に準じて、速やかに要退避地域の住民にその旨を指示する。
- (2) 市長は、退避の指示の内容を次の者に通知する。
 - ア 知事
 - イ 敦賀警察署
 - ウ その他関係機関



第4. 発見者の通報義務等

1 発見者の責務

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく次のいずれかに通報する。

- (1) 市長
- (2) 消防吏員
- (3) 警察官
- (4) 海上保安官

2 市長の責務

市長が発見者及び消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに知事に通知する。

3 消防吏員等の責務

消防吏員等は、通報を受けたときは、その旨を速やかに市長に通報する。市長に通報することができない場合は、速やかに知事に通報する。

第5. 安否情報の収集及び提供

1 安否情報の収集

- (1) 市長は、避難の指示を伝達したときは、避難施設又は収容施設に向かう避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民について、個人情報の保護に十分留意して、氏名、住所等の情報を収集し整理するよう努める。
- (2) 市長は、避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に居所、当該避難住民の連絡先等の情報を収集し、整理するよう努める。
- (3) 避難住民を受け入れた市長は、当該市の区域内に所在する避難施設及び収容施設に滞在する避難住民について、要避難地域の市町長と協力して、当該避難住民に関する情報を収集し、整理するよう努める。
- (4) (1) から (3) までに規定するもののほか、市長は、次のいずれかの事実を知ったときは、当該事実に係る避難住民（(1) 及び (2) に規定する避難住民を除く。）について、当該事実に係る避難住民に関する情報を収集し、整理するよう努める。
 - ア 当該市の住民が避難住民となったこと。
 - イ 当該市の区域内に避難住民が滞在していること。
- (5) 市長は、当該市の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市の住民以外の者で当該市の区域内で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者について、氏名、住所、死亡の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。
- (6) 市長は、当該市の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市の住民以外の者で当該市の区域内に在るものを含む。）があると認めるときは、その者について、氏名、住所、負傷の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。
- (7) 市長は、当該市の区域外において当該市の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知ったときは、当該住民について、氏名、住所、死亡又は負傷の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。
- (8) 安否情報の収集は、市が保有する資料の調査、避難住民を誘導する者による調査又は県警察、消防機関、医療機関その他の関係機関に対する照会などにより行う。
- (9) 市長は、収集し、整理した安否情報を次の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に定める様式第3号により知事に報告する。

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	⑫親族・同居者 への回答の希望	⑬知人への回答 の希望	⑭親族・同居者・知人以外 の者への回答又は公表の同意	備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(10) 市長は、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力する。

2 関係機関の協力

安否情報を保有する関係機関は、市長が行う安否情報の収集に対し、自主的な判断に基づき、協力することとされている。

3 安否情報の照会

- (1) 市は、安否情報の照会窓口を設置し、電話番号等を住民に周知する。
- (2) 住民から安否情報について照会があった場合は、原則として次の安否省令に定める様式第4号に必要事項を記載したものを照会窓口で受け付ける。ただし、照会する者が遠隔地に居住している場合など、文書の提出ができない場合は、口頭や電話、メール等の照会も受け付ける。なお、この場合は、安否省令に定める様式第4号に記載すべき事項について聴取する。

4 安否情報の回答

- (1) 市は、安否情報について照会があった場合には、個人情報の保護に留意しつつ、当該照会が不当な目的によるものでなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、次の安否省令に定める様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か、武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否か等について、速やかに回答する。
- (2) 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会する者が必要とする安否情報について、安否省令に定める様式第5号により回答する。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第6. 被災情報の収集及び報告

- 1 武力攻撃災害による被害の状況に関する情報（以下「被災情報」という。）の収集
市長は、市民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について被災状況の調査を実施し、次の様式により収集した被災情報を知事に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
〇〇市町村

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時 年 月 日
 - (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

2 関係機関との協力

市長は、県及び指定地方公共機関と各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように努める。

なお、市長は、指定行政機関の長等の行う被災情報の収集に協力するように努める。

第7. 通信連絡設備の整備

1 市長は、武力攻撃災害の発生時には、国民保護措置の円滑な推進及び住民に対する適切な情報提供のため、防災行政無線等の整備、多様な媒体の活用、機動性のあ
る緊急通信手段の確保等を推進する。

(1) 防災行政無線等の整備

市の防災行政無線について、住民への情報伝達手段を確保するため、同報系無線等の整備を行う。

(2) 多様な媒体の活用

市長は、情報通信の手段及び経路の多様化を図るため、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体、電話回線、衛星携帯電話、さらには、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、県の災害情報インターネット通信システムなど多様な媒体の活用を推進するとともに、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう的確に運用・管理・整備を行う。

2 武力攻撃事態等の通信連絡

市長は、武力攻撃事態等に関する情報の伝達、被害状況の収集報告その他安全の確保のため必要な措置の要請等は、原則として有線通信（加入電話）又は無線通信により速やかに行う。

3 通信の統制

武力攻撃事態等においては、加入電話及び無線通信ともにつながりにくくなることが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。

4 各種通信設備の利用

(1) 電気通信設備の優先利用

市長は、国民保護措置に関する情報伝達において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話のうち、あらかじめNTT西日本より指定を受けた災害時優先電話を利用する。

また、各機関が、緊急の度合いに応じて利用する、非常扱い通話（電報）及び緊急扱い通話（電報）は、これらの通話（電報）用として、あらかじめNTT西日本から指定を受けた電話を用い、102（115）番通話により行う。

(2) 有線電気通信設備又は無線設備

市長は、有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用し、通信連絡の確保を図る。

1 警察事務を行う者	5 海上保安事務を行う者	9 電気業務を行う者
2 消防事務を行う者	6 気象業務を行う者	10 鉱業を行う者
3 水防事務を行う者	7 鉄道業務を行う者	11 自衛隊
4 航空保安事務を行う者	8 軌道業務を行う者	

(3) 電波法に基づく非常通信の利用

市長は、武力攻撃事態等又は武力攻撃事態等となるおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条及び第74条の2並びに非常通信規約に基づいて、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

そのためには、無線局を有する（無線局の免許を受けた）機関は、福井県非常通信協議会が実施する無線設備の総点検、通信訓練を通じて、非常通信の円滑な運用を期する。

ア 非常通報の内容

非常通信における通報の内容は、人命の救助に関するもの、天災の予警報など非常通信運用細則第7条による。

(参考) 非常通信運用細則第7条に規定する非常通報の内容

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予警報（主要河川の水位も含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 5 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 11 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 13 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの

イ 非常通報の発信

非常通報は、無線局を有する（無線局の免許を受けた）機関が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受する。

5 通信設備の利用ができない場合の連絡手段

市長は、1から4までによる各種通信施設が利用できないときは、次の方法により情報の収集及び救援活動等を行う。

(1) 使送

(2) 孤立地区の空中偵察に対する合図

赤旗（病人あり）

青旗（食糧不足）

第8. 要配慮者に対する情報伝達設備の充実

市長は、情報の伝達において、要配慮者への対応を優先するとともに、情報を迅速かつ的確に伝達するために、障害種別や生活環境の状況等に応じて、同報系無線の戸別受信機の整備や、ファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用に努める。

第4節 住民に対する協力要請

武力攻撃事態等においては、住民の自発的意思の下に、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送の援助、保健衛生の確保等の援助活動を地域ぐるみで行うことが期待される。

なお、住民に対する協力の要請に当たっては、特に、協力をする者の安全の確保に十分に配慮することが必要である。

第1. 住民に対する協力要請

1 自発的な意思による協力

住民は、法の規定により国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとされている。

ただし、この協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであることから、要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

2 安全配慮義務

協力を要請する者は、協力する者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

3 協力要請

協力を要請する者は、要請を受けて協力する者に対し、その者が行う協力の内容、実施場所及び期間をあらかじめ示した上で、その者の了解を得ることが必要である。

また、協力する者に対しては、国民保護措置に係る職務を行う者等の標章が印刷された腕章等及び身分証明書を交付し、損害賠償の対象となることを通知する。

第2. 避難住民への協力

1 住民への協力要請

避難住民を誘導する市職員、警察官等その他避難住民を誘導する者は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

2 協力要請内容

協力を要請できる内容は、避難住民の整理、要配慮者の介助等の実施に必要な援助とする。

第3. 救援への協力

1 住民への協力要請

市長が知事からの救援に関する事務を受託したときは、市長又は市職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

2 協力要請内容

協力を要請できる内容は、避難所における情報の伝達、救援措置の食品、生活必需品の配布、清掃等の避難所の適切な運営管理等の救援に必要な援助とする。

第4. 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

1 住民への協力要請

市長もしくは消防吏員その他の市の職員又は、警察官等は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

2 協力要請内容

協力を要請できる内容は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助又は武力攻撃災害への対処のための措置の実施に必要な援助とする。

第5. 保健衛生の確保への協力

1 住民への協力要請

市長もしくは市職員は武力攻撃災害の発生により市の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

2 協力要請できる内容

協力を要請できる内容は、集団健康診断の補助、防疫作業の補助等の実施に必要な援助に限る。

第5節 ボランティアの受入体制

市は武力攻撃事態等が終了し、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動が円滑に行えるよう情報提供等を行うとともに、受入体制の整備等に努める。

第1. ボランティア活動への配慮

武力攻撃が終了した段階での救援活動や復旧活動におけるボランティア活動は、自発的な意思による活動であることに十分配慮して、安全が確保された場所に限定して行うとともに、ボランティア活動が円滑に行えるよう受入体制を整備する。

第2. ボランティアの活動内容

武力攻撃が終了した段階での救援活動や復旧時において、想定されるボランティア活動は、次のとおり。

- 1 避難施設における救援物資の搬送や整理
- 2 避難住民等の生活援助
- 3 炊き出しなどの食事サービス
- 4 要配慮者への支援活動
- 5 被災住宅の後片づけ
- 6 専門的知識や技能を使った介護等の活動

第3. ボランティアの受入体制の整備

市、市社会福祉協議会及び県は相互に、連携・協力し、ボランティアの受入体制を整備する。

1 ボランティアニーズの把握等

市は、ボランティアの申し出及び避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、県に対しボランティアの派遣を必要とする分野、人数等の情報提供を行うとともに、市社会福祉協議会等の既存のボランティア推進団体及び市日赤奉仕団等の既存のボランティア団体等の連携のうえ、ニーズに応じた調整及びあっせんを行う。

2 ボランティアセンターの開設

市は、直接訪れたボランティアの受付及び登録、県から派遣されたボランティアの受入れ及び活動の調整を行うため、市社会福祉協議会、県、福井県災害ボランティア本部等と連携のうえ、ボランティアセンターを開設する。

第4. ボランティア活動の支援体制

市は市社会福祉協議会の協力を得て、ボランティアが円滑な活動を実施するために必要な支援を行う。

1 情報の提供

ボランティアに対して、災害の状況、災害応急対策の実施状況、協力を必要とする活動内容、被災者のニーズ等についての情報を提供する。

2 連絡調整

ボランティアリーダー等と定期的に打合せの場を設け、ボランティア活動の進展具合、問題点、要望等について連絡調整を行う。

3 必要資機材及び活動拠点の提供

ボランティアから資機材及び活動拠点に関する要望があったときは、必要な資機材を提供するとともに、状況に応じて拠点避難所の一部のスペースをボランティア活動拠点として提供する。

4 ボランティア保険への加入

ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、必要に応じて県が保険料を負担するボランティア保険に加入する。

第6節 国民保護措置に係る職務を行う者等に対する特殊標章

第1. 国民保護措置に係る職務を行う職員等に対する交付等

次の1から3に掲げる者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ1から3に掲げる職員等に対し、法第158条第1項の身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

1 市長

- (1) 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- (2) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 消防長

- (1) 国民保護措置に係る職務を行うその所轄の消防職員
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

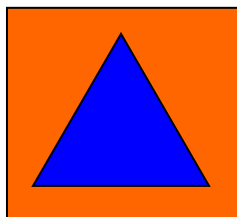
3 水防管理者

- (1) 国民保護措置に係る職務を行うその所管の水防団長及び水防団員
- (2) 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第2. 特殊標章の使用

第1の1から3までに掲げる者は、その職員等又はこれらの者が国民保護措置に係る職務を行う場所等を識別するため、法第158条第1項の特殊標章を使用させることができる。

〔特殊標章〕【オレンジ色地に青色の三角形】



第4章 避難及び救援

武力攻撃事態等において、警報が発令された後、さらに住民の避難が必要であると認められるときは、国対策本部長から県に対して避難措置の指示が行われる。

市は県から受けた避難の指示を速やかに住民に対し伝達し「避難実施要領」に従って、住民を迅速かつ的確に避難誘導することにより、人的被害の最小化を図る。

第1節 住民の避難

第1. 避難の類型と対処

住民の避難は、武力攻撃事態等の態様や推移、時間的余裕、さらには被害の状況等に応じ、危険地域から屋内などへの一時避難、市内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態で実施する。

実際には、具体的に発生した、又は発生するおそれのある武力攻撃事態等の実態に応じて、最も的確かつ確実な方法により行うこととなるが、基本的には次の表に基づき実施する。

	類 型	避難及び退避の態様
武 力 攻 撃 事 態	地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃	・広域的な避難 (県内避難又は県外避難)
	ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・主要な公共施設の占拠又は破壊 ・原子力発電所の中央制御室の占拠又は冷却機能の破壊	・屋内へ避難（退避） ・事態の推移や被害の状況に応じて、他の安全な地域へ避難
	弾道ミサイル攻撃 ・通常弾頭 ・核弾頭 ・生物剤弾頭 ・化学剤弾頭	
	航空機による攻撃	

	類 型	避難及び退避の態様
緊急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊 	・危険地域からの避難（退避） （市内避難又は県内避難）
	多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 	・危険地域からの避難（退避） （市内避難）
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 	・危険地域からの避難（退避） （市内避難） （風向や二次感染の防止等を考慮）
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 	・危険地域からの避難（退避） （市内避難）

*退避については、[参考] 退避について（P69）及び第5章第4節「退避の指示」を参照

第2. 避難の指示と避難の方法

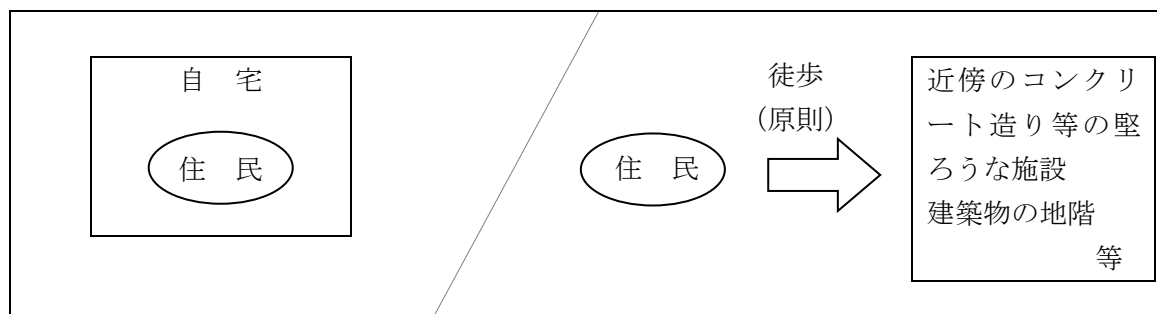
市長は、知事からの避難の指示を受けたときは、住民に伝達する。

1 避難の方法

(1) 屋内避難

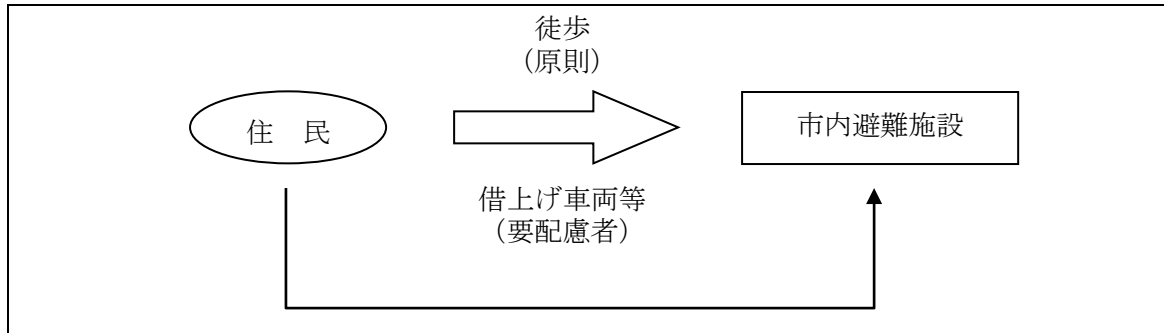
- ・避難場所 自宅、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等
- ・避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。

その後、事態の推移、被害の状況等によっては、(2) から (4) に掲げる方法により他の安全な地域に避難する。



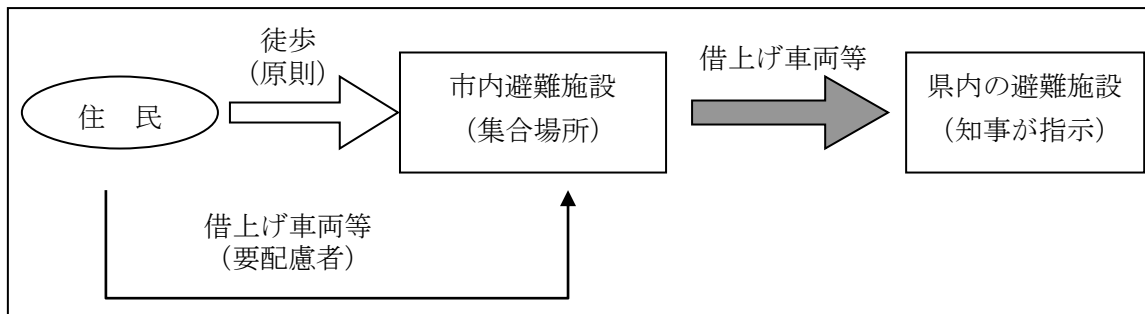
(2) 市内避難…市内の避難施設への避難

- ・避難場所 市内避難施設
- ・避難方法 徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が困難である要配慮者の避難に限り、バス等の借上げ車両及び公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）を補完的に使用する。



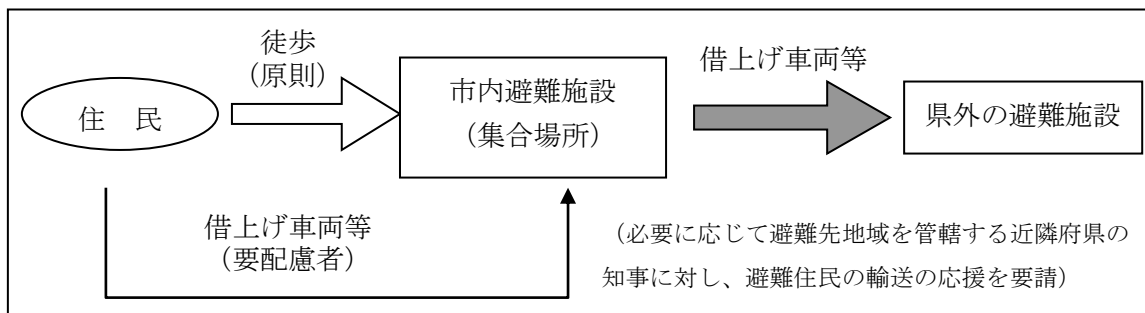
(3) 県内避難…当該市の他の地域又は県内の他の市町へ避難

- ・避難場所 市内避難施設から知事が指示する県内の避難施設
- ・避難方法 市内避難施設への避難は(2)と同様市内避難施設から知事が指示する県内の避難施設までは、借上げ車両等



(4) 県外避難…県外の市町へ避難

- ・避難場所 市内避難施設から県外の避難施設
- ・避難方法 市内避難施設への避難は(2)と同様
市内避難施設から県外の避難施設へは、借上げ車両等



2 避難の指示の単位

- (1) 避難の指示に当たっては、避難地区の名称を用いる。
- (2) 避難する地域が市内全域である場合は、市名のみを用いる。

3 指定公共機関等からの車両借上げ

市長は、避難誘導の実施に当たり、運送業者である指定公共機関等の車両の借上げが必要なときは、輸送条件を示して、知事に要請する。

4 自家用車等の使用

市は、避難の実施に当たり、公用車及びバス等の指定公共機関等の輸送手段を補完するため、要配慮者の避難に限り、所有者等の協力を得て、自家用車等を使用する。

その自家用車等については、市は、避難地区ごとに地区内の要配慮者の実態を考慮し、その輸送に適した車両等の把握に努める。

5 交通途絶等への対応

市は、交通途絶等により陸上輸送が困難な地域が発生した場合は、県に報告し、船舶又は航空機による避難について協議を行う。

[参考] 退避について

住民の避難については、国対策本部長から避難措置の指示を受け、知事が住民に対し避難の指示を行うが、予測不可能な武力攻撃災害が突然発生することもあり得る。

このような場合には、住民の生命、身体もしくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため、市長が武力攻撃災害の及ばない地域に、一時的に退避することを指示できる。なお、緊急の必要がある場合は、知事も退避の指示を出す場合がある。(退避の指示 P 87 参照)

6 避難に当たって配慮すべき事項

(1) 武力攻撃事態等の類型に応じた避難のあり方

ア 地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃の場合

市は、大規模かつ広域的住民避難が行われることから混乱発生の防止に努める。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

武力攻撃がまさに行われている場合には、住民を屋内に一時的に避難させ、移動の安全が確認された後、他の安全な地域への避難を行う。この場合、市(消防機関を含む)、県、県警察、海上保安庁及び自衛隊との間で適切に役割分担し、避難住民の誘導を行う。

市は、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

ウ 弾道ミサイル攻撃の場合

避難の指示を受けた市は、屋内避難をさせる際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等堅ろうな施設や建築物の地階等に避難誘導する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施する。

エ 航空機による攻撃の場合

弾道ミサイルの場合と同様、着弾後に被害状況を把握した上で、弾頭の種類に応じた避難を行うことになり、攻撃当初における屋内避難に当たっては、市は、できるだけ近傍のコンクリート造り等堅ろうな施設や建築物の地階等に避難誘導する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施する。

オ NBC攻撃の場合

消防機関、県警察、海上保安庁及び自衛隊は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行うものとし、その際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽、マスク等を着用させる。また、被ばくの状況、汚染状況を確認し、被害の拡大を防止するため適切に対処する。

(ア) 核攻撃の場合

熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、地下施設等に避難させ、一定時間経過後、放射線の被害を受けない安全な地域へ避難させる。

直接の被害は受けないものの、放射性降下物による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示するとともに、外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。

(イ) 生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

(ウ) 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、屋内の外気からの密閉性の高い部屋又は汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

(2) 自治会単位での避難のあり方

避難に当たっては県と連携し、避難住民を可能な限り自治会単位で同一施設又は同一地域に収容できるよう配慮する。

第3. 避難の誘導の措置

1 避難実施要領の作成

市長は、知事から避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定め、住民などに伝達する。

(1) 避難実施要領に定める事項

- ア 避難の経路、避難の手段、避難の手順その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難誘導責任者及び避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難の誘導に関する事項

(2) (1) で定める避難実施要領の内容の伝達及び通知先

- ア 住民及び関係のある公私の団体（社会福祉協議会、漁業協同組合等）
- イ 消防長、警察署長、敦賀海上保安部長、自衛隊地方協力本部の長その他関係機関

(3) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- ア 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- イ 避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ウ 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への避難方法を記載する。
- エ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- オ 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- カ 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導について可能な限り具体的に記載する。
- キ 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町、消防職員の配置及び担当業務を可能な限り明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ク 要配慮者の避難誘導を円滑に実施するための対応方法について記載する。
- ケ 要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
- コ 避難誘導中に避難住民へ、食糧・水・医療等を提供するための支援内容について記載する。
- サ 緊急連絡先を記述する。

2 避難住民の誘導

市長は、その職員、消防長等を指揮して次のとおり避難誘導を行う。なお、避難誘導に当たっては要配慮者を優先することとし、自主防災組織、自治会等と連携し、迅速かつ安全な避難の誘導に努める。なお、誘導に当たっては、自治会単位、又は家族単位となるよう配慮する。ただし、大規模な事業所で事業所単位での避難誘導が効果的な場合は、事業所の協力を得て、事業所単位での誘導も実施する。

(1) 市内避難施設への誘導

(2) 自治会ごとの避難者名簿の作成

(3) 輸送車両の手配

(4) 輸送車両の移動

3 警察官等による避難住民の誘導の要請

市長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、次の者に警察官等による誘導を行うよう要請する。

- (1) 敦賀警察署長 … 警察官
- (2) 敦賀海上保安部長 … 海上保安官
- (3) 国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（国民保護法施行令第8条第2項で定められた自衛隊の部隊等の長に限る。） … 自衛官

この場合、市長はその旨を知事に通知する。

また、市長は、知事に対して警察官等による避難住民の誘導を求めることができる。なお、この場合市長は、警察署長等とあらかじめ協議し、避難実施要領に警察官等が行う避難誘導について定める。

4 情報の提供

市長は、警察官等が避難の誘導を実施しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求めることができる。

5 必要な措置の要請

市長は、警察官等が避難の誘導を実施している場合において、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

〔参考〕 避難の実施体制

事項 区分	実施責任者	内 容	実 施 の 基 準	
の 避 難 指 示	国対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・「要避難地域」 ・「避難先地域」 ・関係機関が講ずべき措置の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難が必要であると認めるとき 	
避難の指示	知 事	<ul style="list-style-type: none"> ・「要避難地域等」 ・「避難先地域」 ・関係機関が講ずべき措置の概要 ・主要な避難経路 ・避難のための交通手段 ・その他の避難の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・国対策本部長が避難措置の指示をしたとき ・知事が自ら当該避難地域の近接地域の住民も避難させることが必要であると認めるとき 	
避 難 住 民 の 誘 導	市町長	<ul style="list-style-type: none"> ・上記避難の指示の伝達 ・避難実施要領の策定 (避難の経路、手段、手順) (避難住民の誘導の実施方法) (関係職員の配置) (その他避難、誘導に必要な事項) ・避難実施要領の内容の伝達・通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が住民に対し避難の指示をしたとき 	
	市町の職員・消防団員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町長が避難誘導を実施するとき 	
	消防吏員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・警告、指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき
		<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止、退去の措置 ・道路上の車両等の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官又は海上保安官がその場にはいないとき 	
	警察官・海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・警告、指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町長の要請があったとき ・知事の要請があったとき
		<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止、退去の措置 ・道路上の車両等の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき 	
	自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・警告、指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町長の要請があったとき ・知事の要請があったとき
		<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止、退去の措置 ・道路上の車両等の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官又は海上保安官がその場にはいないとき 	
	県の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・警告、指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町長の要請があったとき ・市町長に避難住民の誘導の指示を行っても所要の避難住民の誘導が当該市町長により行われない場合
		<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止、退去の措置 ・道路上の車両等の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき 	

第4. 避難住民の受入れ

1 避難住民の受入れ

市長は、知事から避難住民の受け入れについて要請を受けた場合、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れる。

2 避難施設の開設

市長は、知事と協議し、次の避難施設を優先に避難所を開設する。

(1) 市所有の宿泊施設

(2) 市所有の公共施設

(3) 小中学校体育館、ただし、避難施設の収容能力を超える避難住民を受け入れる必要がある場合は、小中学校校庭に天幕等を設置し仮避難所として開設する。

なお、市長は、避難所の開設状況について速やかに知事に情報を提供する。

3 被災者に対する配慮

避難所の管理者は、その運営に当たり、保健衛生面はもとより、人権の保護等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講ずるよう努める。

第5. 要配慮者に対する配慮

1 市の措置

市長は、要配慮者が円滑に避難できるよう、あらかじめ収集した要配慮者に関する情報等を参考に避難実施要領を作成する。

2 地域住民の協力

要配慮者が避難を行う場合は、その地域の住民は、避難誘導について、地域ぐるみで協力し、支援するよう努める。

3 病院、福祉施設等の措置

病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、又は利用している施設の管理者は、避難が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努める。

第6. 知事に対する要請等

1 避難誘導の指示

市長は、知事から避難誘導の指示を受けた場合は、速やかに避難誘導を実施する。なお、市において避難誘導が実施できないため、知事が避難誘導を行う場合は、その避難誘導について可能な限り協力する。

2 警察官等による避難住民の誘導の要請

市長は、知事に対して、県警察本部長、第八管区海上保安本部長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（国民保護法施行令第8条第2項で定められた自衛隊の部隊等の長）に、警察官等による避難住民の誘導を行うよう要請することを求め

ることができる。

3 避難誘導の補助

市長は、知事に対して、避難住民の誘導の補助を要請することができる。

第7. 的確な避難の実施

市長は、避難先地域において市の住民の受入れが完了するまで、避難住民の誘導を行う。

その際、避難に遅れた者への対応について、次のとおり実施することに努める。

- 1 消防吏員及び消防団員による救助隊を編成し、捜索及び救出に当たる。
- 2 自ら編成する救助隊による捜索及び救出が困難なときは、敦賀警察署長に連絡し、合同してこれらの活動に当たる。
- 3 市自体の能力では捜索及び救出が困難であり、かつ、これらの活動に必要な車両、特殊機械器具等の調達を要するときは、知事に応援を要請する。

第8. 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設について、市は、県、関係機関及び施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

第9. 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主の分からない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、市は、県が行う動物の保護・収容等に協力する。

第10. 避難の指示の解除

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるための誘導その他の措置を講ずる。

第11. 避難所の管理責任者

1 施設の管理

市長は、避難所を開設したときは速やかに避難所管理責任者を置く。

2 避難所の自治

避難者は、避難所の適正な運営を図るため、避難所自治会を組織することができる。

3 避難所自治会と避難所管理責任者との協議

避難所管理責任者は、避難所の運営に関し必要に応じて避難所自治会と協議する。

第2節 避難住民等の救援

武力攻撃事態等という国及び国民の安全にとって最も緊急かつ重大な事態への対処に当たっては、国全体として万全の措置を講じていくことが必要である。

避難住民又は被災者が発生した場合に、地方公共団体が独自に救援の必要性を判断して実施することとするより、国対策本部長が救援を実施するよう指示することが適切であることから、県に対して救援に関する措置の指示が行われる。

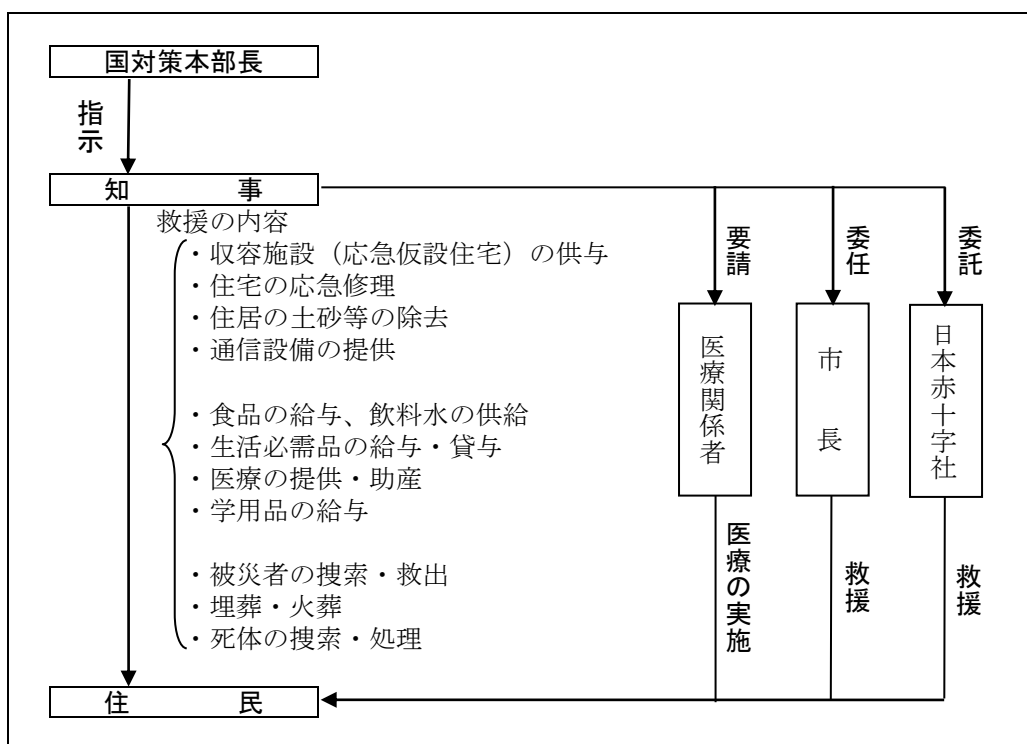
救援は多くの人手を要することから、県は市に救援に関する措置の一部を委任し、迅速かつ的確な救援の実施の確保を図る。

第1. 救援の実施体制

1 救援の実施及び補助

知事は、国対策本部長から、救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し救援を行う。

また、市長は、知事からの救援事務の一部について委任された場合は、その事務の内容及び当該事務を行う期間において、自ら実施する。また、知事が行う救援についても必要に応じてその事務を補助する。



2 救援の実施に必要な物資等の確保

市長は、知事から委任された救援の実施に必要な物資の確保又は土地等の使用に当たっては、あらかじめ所有者等に対し物資の売渡しの要請を行い、又は土地等の使用に係る同意を得る。

なお、被災等により当該物資又は家屋等が使用不能となっている場合等、正当な理由がないにもかかわらず当該所有者が応じない場合には、同意を得ないで物資の収用又は土地等の使用ができる。

第2. 救援の実施内容

市長は、法及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号）に基づき、次の救援事務について、知事から委任されたものについて実施する。

なお、この場合において市長が必要と認めるときは、金銭を支給して実施することができる。

1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

(1) 避難所

ア 収容する者は、避難住民又は武力攻撃災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 原則として学校、公民館等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋又は天幕を設置する。

ウ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置する。また、必要に応じてプライバシーの確保及び男女別のスペース等に配慮する。

(2) 応急仮設住宅

収容する者は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼、又は流失し居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、応急仮設住宅を設置する。

2 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住宅が半壊し、又は半焼した者で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、住宅の居室等の応急修理を行う。

3 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等の除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に土石、竹木等の障害物があるため、一時的にその住宅に居住できない者で、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対し、土石等の除去を行う。

4 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対し、電話、ファックス又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難施設等に設置し、利用させる。

5 炊き出しその他の方法による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他の方法による食品の給与

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は住宅に被害を受け、避難する必要がある者に対し、炊き出し等を行う。

(2) 飲料水の供給

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により飲料水を得ることができない者に対し、その供給を行う。

6 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、その給与等を行う。

7 医療の提供及び助産

(1) 医療（施術者が行う施術を含む）の提供

ア 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対して応急的に処置する。

イ 医師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、止むを得ないと認められる場合は、病院、診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定する免許を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師もしくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師（以下これらの者を「施術者」という。）による施術のための施設をいう。）において行うことができる。

(2) 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害のため助産を受けることができない者に対して行う。

8 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失し、又は、き損したため、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対し、教科書等学用品の給与を行う。

9 被災者の搜索及び救出

(1) 搜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、武力攻撃災害のため生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の搜索及び救出を実施する。

(2) 安全の確保

搜索及び救出を実施する場合には、これらを実施する者の安全の確保に十分配慮し、県警察や消防機関等が行う搜索及び救出と十分な連携を図る。

10 埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

11 死体の捜索及び処理

(1) 死体の捜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し、捜索を行う。

(2) 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬等を除く。）を行う。

第3. 日本赤十字社が行う救援

- 1 市長は、救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等の日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。
- 2 市長は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容に応じて連携を図りながら、救援を実施する。

第4. 要配慮者に対する配慮

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
市は、現状の施設状況を把握した上必要と認める場合は、要配慮者の利用を考慮した施設のバリアフリー化に努める。
- 2 収容施設（応急仮設住宅を含む）の設備や機器の設置
市は、設備や機器の設置に際しては、要配慮者に配慮する。
また、要配慮者にも災害情報が正確に伝達されるよう、次に掲げる事項に配慮する。
 - (1) ラジオ又はテレビ（文字対応機器）の設置
 - (2) 新聞記事の配布
 - (3) 災害情報及び生活関連情報の文字による提供
- 3 収容施設（応急仮設住宅を含む）における配慮
市は、収容施設において要配慮者の人権を尊重し、介護等が受けられる場所をあらかじめ確保するとともに、食品、飲料水、生活必需品等は、健康状態等に応じて確実に配布されるよう努める。
また、集団生活に適應できない要配慮者に対しては、避難所を別にするなどの配慮を行う。

4 支援ニーズの把握等

市は、収容施設（応急仮設住宅を含む）において要配慮者の生活支援に配慮し、これを専門に行う介護等のボランティアを配置するなど適切な運営体制を講ずるよう努める。

また、避難所内での巡回相談又は相談窓口の設置等により収容施設内における要配慮者の支援ニーズを的確に把握するよう努める。

第5. 健康への配慮

市は、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、県と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施する。

また、必要に応じて、健康相談等窓口の設置に努める。

第6. 救援物資等の受入れ

1 救援物資等の公表

市は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を公表するよう努める。

2 救援物資の受入れ体制の整備

市は、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備するよう努める。

3 救援物資に関する問い合わせ窓口の設置

市は、被災地又は避難先地域以外の場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口の設置及び被災地、避難先地域のニーズの広報に努める。

第7. 応急仮設住宅の建設予定地の選定

市長は、応急仮設住宅の設置に備え、建設予定地を定めておく。

第3節 緊急輸送

市は、避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、陸・海・空の複数の必要な手段を活用した運送ネットワークやルートなどについて県と協議、検討を行う。

第1. 輸送力の確保

- 1 市長は、避難措置のため、動員できる車両及び船舶（以下「車両等」という。）をあらかじめ把握しておく。
- 2 市長は、避難時に車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請する。

第2. 指定地方公共機関による避難住民等の運送の要請

1 避難住民の運送

市長は、避難住民の誘導のため必要がある場合は、輸送人員、輸送区間等を示して、知事に対して運送事業者である指定地方公共機関に避難住民の運送を要請するよう求める。

(1) 運送の方法

運送は、車両等による陸上運送、船舶による海上運送、回転翼航空機による航空運送の要請を行う。

(2) 能率的な運送

運送においては、武力攻撃事態の状況、患者等の状態、地形・気象・運送機関の特性等を検討し、最も安全、迅速、的確な運送の要請を行う。

2 緊急物資の運送

市長は緊急物資を輸送するため必要がある場合は、輸送量、輸送区間、緊急物資の種類等を示して、知事に対して運送事業者である指定地方公共機関に運送を要請するよう求める。

第3. 輸送ルートの確保

- 1 市は、県警察、自衛隊等の協力を得て、自ら管理する道路の被害状況、復旧見込み等の情報を把握し、県に情報提供を行う。
- 2 市は、県が緊急輸送ルートを選定した場合は、その確保に努めるとともに、さらに計画的に道路の応急復旧を行うことにより、輸送機能の充実を図る。

第4. 燃料の確保

市は、県が行う緊急輸送用の車両等の燃料の確保に協力する。

第4節 交通の確保

第1. 実施責任者

- 1 市は、自ら管理する道路について、交通支障箇所の通報連絡及び応急復旧を行う。
- 2 交通規制に関する措置は、県公安委員会、警察署長及び警察官が行う。
なお、市が管理する道路について、破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるときは、市が通行の禁止又は制限を行う。
- 3 道路交通情報の収集及び提供については、県及び県警察本部において行われる。

第2. 交通支障箇所の通報連絡

市の管理する道路の支障箇所に係る連絡先は、次のとおりとする。

- 1 県対策本部長（ただし、県対策本部設置前には県関係課長）
- 2 県土木事務所長
- 3 関係警察署長
なお、国及び県が管理する道路等は、県より情報提供される。

第3. 交通規制に関する措置

1 通行禁止区域等における消防吏員の措置等

通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第76条の3第4項の規定を準用し、当該区域等の車両その他の物件の移動等必要な措置を行うことができる。

なお、消防吏員がこの措置を行ったときは、直ちに、当該命令又は措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知する。

2 交通規制情報の周知

交通規制情報の周知については、県公安委員会及び警察署長により、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等が広報される。また、立看板、案内図等の掲示による交通規制の内容についての周知も行われる。

第4. 緊急通行車両の事前届出

市は、当該車両が国民保護措置に従事するため必要な車両であると認められるときは、あらかじめ県公安委員会に事前届出を行い、届出済証の交付を受ける。

第5. 応急の措置

市は、管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、区間を定めた通行の禁止、又は制限について関係警察署長に意見を聴くものとする。

ただし、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

第6. 交通情報の収集と広報活動

市は、国民保護措置に係る道路交通情報の収集及び広報について、県及び関係機関に協力する。

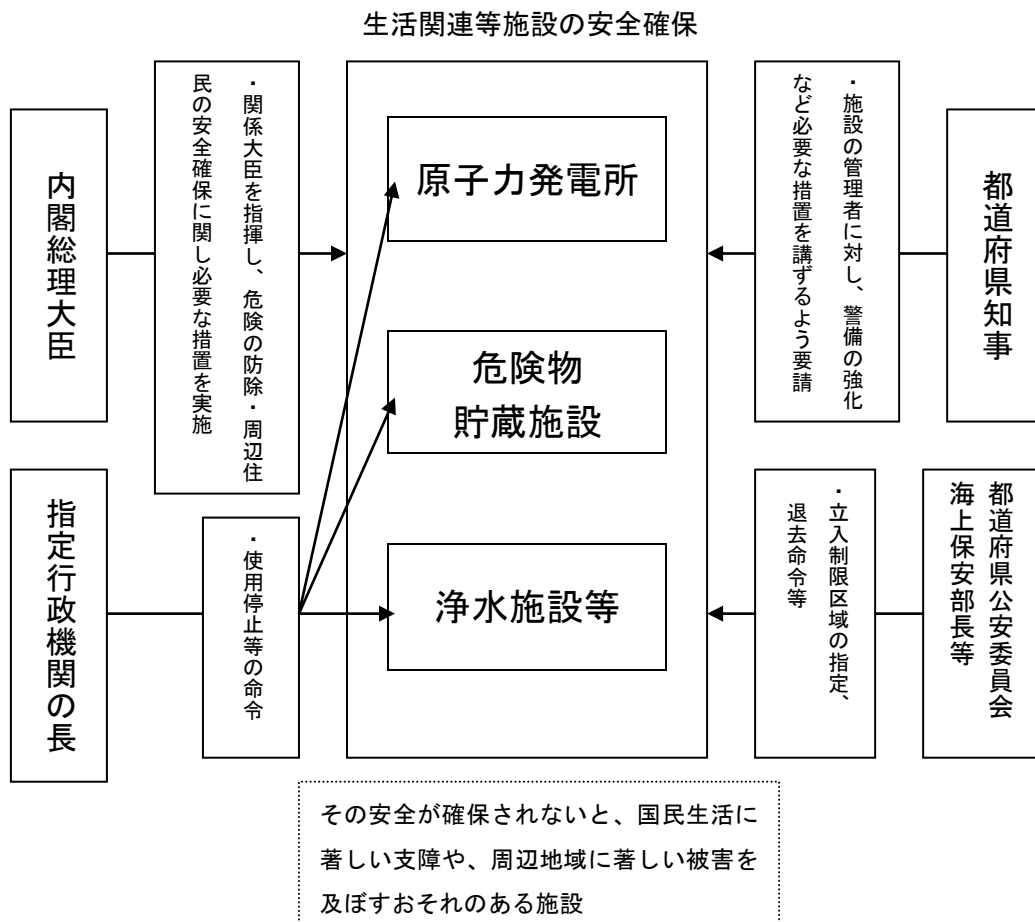
第5章 武力攻撃災害への対処等

市は、県、国と協力して武力攻撃災害による被害が最小となるようにするための措置を迅速かつ的確に実施する。

また、県及び関係機関と連携し、武力攻撃災害を軽減するため、武力攻撃災害への対処に関し、生活関連等施設の安全確保又は、警戒区域の設定等、必要な応急措置の実施に協力し、被害の最小化を図る。

なお、本市は原子力発電所の立地市であることから、原子力発電所に対する武力攻撃への対処を図ることが、住民の安全を確保する上でも最重要課題であるため、別途、第6章「原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処」を設け、この節に掲げる応急措置等について、原子力発電所に係るものは第6章で定める。

第1節 生活関連等施設の安全確保



第1. 生活関連等施設の状況の把握

安全を確保しなければ、住民の生活に著しい支障を及ぼし、又は周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設は、下記のとおりで、市は、市対策本部を設置した場合に、生活関連等施設の安全に関する情報、対応状況等の把握に努める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令第27条

種 別	対 象	所管省庁名
(1) 発電所、変電所	電気事業法第2条第1項第17号	経済産業省
(2) ガス工作所	ガス事業法第2条第13項	経済産業省
(3) 水道施設	水道法第3条第2項、第4項	厚生労働省
(4) 電気通信事業用の交換設備	電気通信事業法第2条第5号	総務省
(5) 放送局の無線設備	放送法第2条第23号	総務省
(6) 港湾施設	港湾法第52条第1項第1号、第2号	国土交通省
(7) 空港施設	空港法第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項 航空法第2条第5項	国土交通省
(8) ダム	河川管理施設等構造令第2章	国土交通省
(9) 危険物質等の取扱所	国民保護法第103条第1項	

第2. 県警察本部、消防機関等に対する支援依頼

市長は、県警察本部、消防機関その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のために必要な支援を求めることができる。

第3. 危険物質等に係る災害への対処

1 危険物質等に係る災害防止のための措置

市長は、引火又は空気中への飛散等により、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある次の危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要であると認めるときは、次の2から4までに定める措置を講じる。

国民保護法施行令第28条

種 別	対 象
(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）
(2) 毒物、劇物	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。）
(3) 火薬類	火薬類取締法第2条第1項の火薬類
(4) 高圧ガス	高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）
(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）
(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）

(7) 放射性同位元素等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及び同法第1条に規定する放射性汚染物（同法第32条に規定する許可届出使用者等（同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）
(8) 毒薬、劇薬	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
(9) 事業用電気工作物内の高圧ガス	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
(10) 生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条例等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
(11) 毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

2 危険物質等取扱所の警備の強化

市長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等取扱所の警備の強化を求めることができる。その際、県に対しその措置を講じたことを報告する。

3 措置の要請

市長は、1（1）に定める危険物のうち市の区域に設置される製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において、貯蔵し、又は取り扱うものについて、緊急の必要があると認めるときは、危険物質の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

- (1) 消防法第12条の3に基づく、危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- (2) 国民保護法施行令第29条に基づく、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時停止又は制限
- (3) 国民保護法施行令第29条に基づく、危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

ただし、この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置は含まない。

4 報告の求め

市長は、3の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理状況について報告を求める。

第2節 放射性物質等による汚染の拡大の防止

第1. 汚染の拡大を防止する措置

市長又は消防組合の管理者は、武力攻撃に伴って、放射性物質、放射線、サリン等もしくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、毒素又は危険物質等による汚染（以下「汚染」という。）が生じ、知事から協力の要請をされた場合において、特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行った上で次の措置を講ずる。

- 1 汚染され、又は汚染された疑いのある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、もしくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
- 2 汚染され、又は汚染された疑いのある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用もしくは給水を制限し、もしくは禁止すべきことを命ずること。
- 3 汚染され、又は汚染された疑いのある死体の移動を制限し、又は禁止すること。
- 4 汚染され、又は汚染された疑いのある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- 5 汚染され、又は汚染された疑いのある建物への立入を制限し、もしくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。
- 6 汚染され、又は汚染された疑いのある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

第2. 名あて人に対する通知

市長又は消防組合の管理者は、第1の1から4の措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、当該措置を講ずる旨、理由、内容等を通知しなければならない。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要がある場合は、当該措置の後相当の期間内に、当該措置の名あて人に通知をすれば足りる。

第3. 措置の内容等の掲示

市長又は消防組合の管理者は、第1の5から6の措置を講ずるときは、適当な場所に当該措置を講ずる旨、理由、内容等を掲示しなければならない。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要がある場合は、現場における指示をもって、当該措置の掲示に代えることができる。

第4. 措置に必要な土地への立ち入り

市長又は消防組合の管理者は、1の規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に他人の土地、建物その他の工作物又は船舶もしくは航空機（以下この節において「土地等」という。）に立ち入らせることができる。

なお、その職員に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。

他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第5. 安全の確保

市長又は消防組合の管理者は、その職員が汚染の拡大を防止する措置に従事するに当たり、安全の確保に関し十分配慮する。

第3節 災害拡大の防止措置

第1. 市長による指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示できる。

第2. 指示の要請

市長は、警察署長又は敦賀海上保安部長に対して、1の規定による指示の要請をすることができる。

第4節 退避の指示及び警戒区域の設定

第1. 退避の指示

- 1 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害から、住民の生命、身体もしくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（屋内への退避を含む。）をすべき旨を指示することができる。この場合において、必要があるときは、その退避先を指示することができる。

また、市長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

市長が退避の指示をする例：

国に武力攻撃が発生したという情報が伝わる前に、実際に武力攻撃が始まり、住民の安全確保を図る上で、国からの住民避難の指示を待たずに、一刻も早く危険な地域から避難させることが必要となる場合

- 2 市長は、退避の指示を行った場合は、消防機関の協力を得て、防災行政無線、広報車等により住民に退避することを呼びかける。
- 3 市長は、退避の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、速やかにその旨を知事に通知する。

第2. 警察官等による退避の指示

市長は、警察官又は海上保安官に退避の指示をするを要請することができる。

なお、警察官又は海上保安官は、市長又は知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。当該措置を講じたときは、直ちに市長に通知する。

第3. 警戒区域の設定

1 市長による設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、警戒区域への立入りを制限、もしくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

例：ミサイル攻撃により発生した火災が人家に迫っている場合や、不発弾が落ちていつ爆破するか分からないという場合

2 警察官等による設定

市長は、警察官又は海上保安官に対して、警戒区域を設定することを要請することができる。

また、警察官又は海上保安官は、市長又は知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるときは、警戒区域を設定することができることとされている。当該措置を講じたときは、直ちに市長に通知する。

第5節 消防に関する措置等

第1. 消防機関との連携

市は、消防機関が武力攻撃災害を防除するため、円滑に消火、救急救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

第2. 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全に配慮しつつ、消火、救急救助等の活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

第3. 消防に関する措置

1 当該市が被災している場合

- (1) 市は、区域内における消火活動及び救急救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。また、市長は、必要に応じて国や他の地方公共団体の長等に応援を要請する。
- (2) 市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

2 当該市が被災していない場合

市長は、被災地方公共団体の長等からの応援もしくは指示、消防庁長官からの指示又は相互応援協定等に基づき、消火活動及び救急救助活動の応援を迅速かつ円滑に実施する。

第4. 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

第5. 安全の確保

1 安全の確保のための必要な措置

市長は、消火活動及び救急救助活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、関係機関とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

2 情報の提供及び支援

市長は、当該市町が被災していない場合で、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

3 消防団の活動

消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

4 特殊標章等の交付と着用

市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第6節 防疫対策

第1. 防疫対策の実施

市は、武力攻撃災害に伴う、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、被災地及びその周辺の防疫を実施する。この場合において、市の被害が甚大で市限りでは実施不可能である場合、県に応援を求める。

1 情報の収集及び防疫活動の体制整備

市は、県健康福祉センター等関係機関との連携をとり、被災地の状況を把握するとともに、被災の規模及び態様に応じて、次のとおり迅速な防疫活動ができる体制を整備し、所要の動員計画を定め、必要に応じて適切な行動を行うものとする。また、必要に応じ、市町間で器材及び薬剤の融通を行う。

人員	市長は防疫活動を実施するために必要と認めるときは、人員を雇用する。
器材	市が保有している消毒用噴霧機器を使用するが、必要に応じて取扱業者等から借上げを図る。
車両	市有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借上げる。
薬剤	市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は県にあつせんを要請するほか、取扱業者から購入する。

2 予防教育及び広報

市は、パンフレットの配布や報道機関等の協力を得て、予防教育及び広報活動を行う。

3 感染症予防対策の実施

市は、感染症の発生及びまん延を未然に防止するため、避難施設又は衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施する。

4 検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は、県が検病調査班を編成し行うが、市は詳細な現況報告等について協力する。

この場合、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

5 感染症発生時の対策

市は、被災地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、家屋、台所、便所、排水溝等の消毒を実施する。

6 臨時予防接種

市は、県が実施する臨時予防接種の実施に協力する。

7 知事の指導及び指示

知事が感染症予防上必要と認めて、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の指示をした場合、市長は被災の規模、態様に応じその範囲及び期間を定めてこれを速やかに実施する。

(参考) 防疫活動の実施方法

消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水などで汚染された台所、炊事場、便所等などはクレゾール水などの消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。 ・給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒はクロール石灰水（又は次亜塩素酸ソーダ）を使用する。
駆除	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染地域の蚊、はえ等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去、必要に応じ、ねずみ及び昆虫の駆除。

第2. 食品衛生の監視指導

市は、被災地における食品関係業者及び臨時給食施設の実態を把握し、被災者に対して安全で衛生的な食品が供給されるよう県が実施する衛生監視指導等に協力する。

1 食中毒等事故発生の防止

市は、県健康福祉センターその他関係機関との密接な連携をとり、食中毒等事故の発生の防止に努める。

2 不良食品の販売供給の防止

市は、県健康福祉センターが実施する乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等の重点的監視及び保存又は製造されている食品の検査に協力し、不良食品の販売供給の防止に努める。

3 弁当等の供給時の措置

市は、避難所への弁当等の供給に当たって、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
- (2) 早期飲食のため、弁当等の搬送時間を調整する。
- (3) 避難者等に対し、早期飲食を指導する。

第3. 家畜の防疫

市は、被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況及び防疫については、県の指導及び指示に基づいて行うものであるが、調査、報告事項については県家畜保健衛生所と緊密な連絡をとり、被害の軽減に努める。

第4. 報告及び記録の整備

- 1 市長は、防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録を整備保存する。
 - (1) 災害防疫活動状況報告書
 - (2) 防疫経費所要金額及び関係書類
 - (3) 各種防疫措置の指示命令に関する書類
 - (4) 防疫作業日誌
作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び機関、実施後の反省
その他参考事項を記載する。

- 2 防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存する。
 - (1) 清潔及び消毒状況記録簿
 - (2) 隔離状況記録簿
 - (3) 防疫薬品資材受払簿
 - (4) 臨時予防接種状況記録簿
 - (5) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類
 - (6) 防疫関係機械器具修繕費支払簿

第7節 廃棄物対策

第1. 実施責任者

市長は、被災地におけるごみ及びし尿の収集、運搬、処分等廃棄物処理を実施する。この場合において、市限りで実施できないときは、県や他の市町村からの応援を得て実施する。

第2. 廃棄物処理

1 処理体制

(1) 市は、被災地のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

(2) 市長は、環境大臣が、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定した特例地域においては、許可を受けていない者に、特例基準（*）で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

この場合、これらの者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

*特例基準…環境大臣が定める、廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準

(3) 市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

(4) ごみの処理は、可能な限り現有の体制で実施するが、市の処理能力以上のごみの排出量が見込まれ、市のみでは対応ができない場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて、市長は、知事又は近隣市町長へ応援を要請する。

2 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。

第3. し尿処理

1 処理体制

市は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。

特に仮設トイレ、避難所のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

機材、人員が不足する場合には、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

2 処理方法

(1) 収集運搬

被災の状況に応じ、し尿処理委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、集中的に簡易便所を配置して、被災家族及び事業所等から、し尿を能率的かつ衛生的に収集し処理場に運搬する。ただし、収集を要するし尿の量が、し尿処理委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、県及び関係機関に応援を要請し、清掃車（バキュームカー）及び作業員を確保して収集運搬するものとする。なお、くみ取り料金の徴収はその状況により市長が定める。

(2) 処理

被災地から収集したし尿は、通常の処理と同様にし尿処理施設において衛生的に処理するものとするが、一時的に大量のし尿が運搬され、し尿処理施設の処理能力を超える場合は、県を通じ、近接の市町長に依頼し、依頼先の処理施設に搬入し処理するものとする。ただし、被災が広域にわたり、かつ感染症が発生するなど、緊急処理を要する場合で、他市町の処理施設を利用して処理する時間的余裕がないときは、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において衛生的に埋没処理するものとする。

第4. 死亡獣畜処理

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、市及び死亡獣畜所有者が保健所の指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

- 1 移動しうるものは、適当な場所に集めて埋没、焼却等の方法で処理する。
- 2 移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。
- 3 いぬ・ねこ・家きん類の死亡したものの処理についても、上記の方法による。

第8節 生活の安定に関する措置

第1. 生活関連物資等の確保

市は、武力攻撃事態等において、関係業界団体等と連携を図り、次の表に掲げる生活関連物資等の安定供給に努める。

生 活 関 連 物 資 等

区 分		内 容
生活 必需 物資	飲料水	飲料水、清涼飲料水
	食品	パン類、小麦粉、米、野菜、鮮魚、食肉、鶏肉、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖、塩、インスタント食品
	生活必需品	寝具、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、食器、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ズック靴、プロパンガス、灯油、軽油、重油、ガソリン、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
	救急医療品	救急医療品
災害復旧用資材		亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニア板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス
災害復旧用器材		ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり
防災業務用薬剤		化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの
事業用資材		石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの

第2. 物資の需給状況及び価格動向の把握

市は、県及び関係機関と連携し、平常時から生活関連物資等の価格及び需給状況の監視調査を行うとともに、被災地の避難住民等の生活相談を通じて、その動向を把握し、必要な指導を行う。

第3. 生活関連物資等の価格の安定

市長は、生活関連物資が不足、又は高騰し、もしくは、そのおそれがある場合は、当該物資の生産、集荷及び販売を業とする者、又は関係団体に対して当該物資を円滑に供給し、適正な価格で販売するよう協力を求める。

第4. 応急安否省令に定める復旧に関する支援

1 応急復旧

市長は、その管理に係る施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、応急復旧のため必要な措置を講ずる。

2 県に対する支援要請

市長は、1の応急復旧を行うに当たり、高度な技術を要し、また、物資資材が不足し、十分な措置を講ずることが困難な場合には、知事に支援を求めることができる。

第9節 補償及び費用負担

第1. 収用等の処分に伴う損失補償

市は、次に掲げる処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 1 知事から救援の事務の委任を受け、市長が行う特定物資の収用及び保管命令
- 2 知事から救援の事務の委任を受け、市長が行う土地、家屋又は物資の使用
- 3 市長が行う土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用

第2. 損害補償

市は、次に掲げる市の協力要請を受けて国民保護措置の実施に協力をした者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

- 1 避難住民の誘導又は復帰への協力要請
- 2 救援への協力要請
- 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力要請
- 4 保健衛生の確保への協力要請

第3. 損失補てん

市は、次に掲げる県の総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって、市が損失を受けたときは、その損失の補てんを県に請求する。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

- 1 県対策本部長が市に対して行う総合調整
- 2 知事が市長に対して行う避難の誘導又は避難住民の復帰のための措置を行うべきことの指示

第4. 費用の負担

1 費用の負担

国民保護措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有するものが支弁する。

2 他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の負担

市長は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

3 国の負担

避難、救援及び武力攻撃災害への対処の措置に通常要する費用並びに本節に規定する補償等に要する費用で、市が支弁したものは、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

- (1) 市の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当
- (2) 市の管理及び行政事務の執行に要する消耗品費、通信費その他の費用（国民保護措置の実施により増加し、又は新たに必要となったものを除く）
- (3) 市が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

4 共同訓練に係る費用の負担

国との共同訓練に係る費用は、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

- (1) 市の職員の給料及び手当
- (2) 市の管理及び行政事務の執行に要する消耗品費、通信費その他の費用（訓練の実施により増加し、又は新たに必要となったものを除く）
- (3) 市が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

第6章 原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処

本市は、日本海に面する北側に、日本原子力発電（株）敦賀発電所1号機（沸騰水型軽水炉）、2号機（加圧水型軽水炉）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ、新型転換炉原型炉ふげんというような炉型の異なる4基の原子力発電所を有している。

この原子力発電所に対して武力攻撃が発生した場合、周辺地域において、（1）武器の使用等に伴う建造物等の破壊、火災などの物理的な被害とともに、（2）放射性物質又は放射線の放出に伴う被害が発生するおそれがあることから、他の武力攻撃災害と比較して特殊な被害想定とそれに基づく対処が必要となる。このため、法においても、「武力攻撃原子力災害への対処（第105条）」及び「原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止（第106条）」について個別に規定が設けられている。

以上のことから、本市においては、住民の生命、身体及び財産を保護する上で極めて重大な事態である武力攻撃原子力災害に対して特別な注意を払う必要があるため、この計画において、原子力発電所の武力攻撃災害に対する平常時の備えから事後対策まで、一連の措置について定めることで、迅速で的確な国民保護措置の実施に対応する。

第1節 基本方針

第1. 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢

市は、平常時から、原子力発電所を目標にした破壊工作、弾道ミサイル攻撃、テロ等の武力攻撃を想定し、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と相互に連携しながら防護に備える。

原子力発電所に対して武力攻撃が発生したときは、市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集及び伝達に努めるとともに、対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

市は、国、県からの情報に基づき武力攻撃事態の推移を的確に見極めつつ、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による、住民の生命、身体を保護し被害等を最小にするため、迅速かつ的確な住民避難等の応急対策及び事後対策について最大限の努力をする。

また、原子力事業者は、原子力発電所に対し武力攻撃が発生し又はそのおそれがあるときは、国からの命令又は事態の緊急性もしくは県からの要請等を考慮し自らの判断により原子炉の運転を停止し、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとされている。

第2. 本章に定める事項

1 本章の位置づけ

本章では、原子力発電所への武力攻撃に対する平常時の備えから、事後対策に至る一連の措置について、福井県国民保護計画に基づき定める。

2 敦賀市地域防災計画(原子力災害対策編)の準用

災対法、原災法及び福井県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき策定した『敦賀市地域防災計画（原子力災害対策編）』は、武力攻撃事態等にあっても一般の原子力災害に対して当然に適用されるが、武力攻撃原子力災害に係る本章で定める措置の実施に当たっても、具体的な方法、手順については、原則として同計画の規定を準用し、同様の措置を講ずる。

第2節 武力攻撃原子力災害に対する備え

原子力事業者は、生活関連等施設として発電所の安全確保措置を講ずるほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、人の侵入防止措置、施設の巡視及び監視に関する事等について体制の整備に努めている。

市は、武力攻撃原子力災害の発生時には、防災のための連携体制を活用し、被害の軽減を図ることができるよう、国民保護措置を円滑に実施する。

第1. 武力攻撃原子力災害の被害軽減を図るための措置

1 武力攻撃事態等における原子力発電所防災体制の強化

市は、原子力事業者に対し原子力発電所の安全を確保するための対策を講ずるよう要請するとともに、原子力事業所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。

また、市は、県が開催する福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会に参加し、関係機関相互の連絡体制の整備に努める。

2 武力攻撃原子力災害に備えた訓練の参加等

武力攻撃原子力災害の発生時には、外部からの武力攻撃に伴う物理的な被害とともに、放射性物質又は放射線の放出に伴う被害が発生することから、住民避難等の応急対策の実施に当たっては、過去の被災経験が通用しない極めて特殊な事態の中での活動となることが予想される。

このため、市は、国の総合的な訓練が福井県で行われるとき、又は、県が行う訓練に防災関係機関等と連携し、武力攻撃原子力災害に備えた住民避難等の応急対策等の訓練に参加する。

第3節 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立

原子力発電所への武力攻撃の兆候を発見した場合や武力攻撃原子力災害が発生した場合において、関係機関が行うべき情報伝達及び国民保護措置の実施体制について定める。

第1. 原子力発電所における武力攻撃の兆候の通報等

市長は、原子力発電所長等（原子力防災管理者）から、当該原子力発電所において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見した事実の報告を受けた場合は、その旨を直ちに知事に通報確認する。

第2. 放射性物質等の放出等の通知

市長は、武力攻撃に伴って、原子力発電所又は放射性物質の事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等の放出又は放出のおそれがあると認めるときは、その旨を直ちに次のとおり通知する。

- 1 原子力発電所から放射性物質等の放出又は放出のおそれがあると認めるとき。
内閣総理大臣及び原子力規制委員会、知事
- 2 放射性物質の事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等の放出又は放出のおそれがあると認めるとき。
内閣総理大臣及び原子力規制委員会、国土交通大臣、知事

第3. 現地対策本部の設置等

緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）等に国の現地対策本部が設置された場合、市は、必要に応じて、国の現地対策本部に職員を派遣する。

また、市長は、安全の確保に留意しつつ、オフサイトセンター等に市現地対策本部を設置し、国、県その他防災関係機関の現地対策本部とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会に参加する。

第4. 応急対策等

- 1 武力攻撃原子力災害に関し市長が行う通知
市長は、知事から応急対策に関する通知があったときは、速やかに、次に掲げる者に、防災行政無線等あらかじめ定める方法により、その内容を通知する。
 - (1) 住民
 - (2) 防災関係機関
- 2 武力攻撃原子力災害における住民避難等
原子力発電所が武力攻撃を受けた場合には、原災法に規定する原子力災害と同様の事態が発生するが、放射性物質又は放射線が急激に放出されることも考えられる。
市長は、このような武力攻撃原子力災害から住民の生命及び身体を保護するため、

県の指示に基づく避難又は退避の指示を行う。

(1) 避難の指示の伝達

市長は、武力攻撃原子力災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、知事から避難の指示があったときは、主要な避難の経路、避難のための交通手段等、避難の指示の内容を住民に伝達する。

なお、避難の実施方法については、第4章「避難及び救援」第1節「住民の避難」の規定による。

(2) 市長の退避の指示等

ア 市長は、原子力施設に対する武力攻撃の事実を発見し（例えば、ゲリラ部隊が海岸から上陸しているのを発見した場合など）、一刻も早く住民を避難させることが安全確保の観点から必要と判断されるときは、退避の指示を行う。

イ 市長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

3 武力攻撃事態等におけるモニタリングに対する協力

市は、武力攻撃事態等において放射性物質又は放射線が放出され、又はそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質又は放射線に関するデータの迅速な収集及び提供を行うことができるよう、『敦賀市地域防災計画（原子力災害対策編）』により、県が実施する緊急時モニタリング活動に協力する。

4 武力攻撃事態等における被ばく医療体制

(1) 被ばく医療体制の確立

住民及び原子力発電所の従業者の生命及び身体を武力攻撃原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づく医療措置を行うことが重要であることから、県が行う武力攻撃事態における被ばく医療体制の中で、市長は、避難所内に知事が救護所を設置する場合は、その運営に関し、緊密に連携する。

(2) 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、『敦賀市地域防災計画（原子力災害対策編）』の定め例により行う。

5 武力攻撃事態等における避難退域時検査及び簡易除染の実施に対する協力

避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染については、『敦賀市地域防災計画（原子力災害対策編）』の定め例により行う。

6 飲食物の摂取制限等

武力攻撃原子力災害時には、放射性物質等により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生じるため、『敦賀市地域防災計画（原子力災害対策編）』の定め例により、市は、県、関係機関と連携し、汚染状況を把握するとともに、国、県の助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施する。

7 要員の安全の確保

市は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、各方面から積極的な収集に努めるとともに、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

8 事後対策の実施

(1) 事後対策の内容

市は、公示が取り消された以後において、県が、関係機関と連携して実施する、次に掲げる事後対策について協力する。

ア 応急対策実施区域その他所要の区域における、環境放射線モニタリングの調査

イ 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施、その他医療に関する措置

ウ 放射性物質による汚染の有無、又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するため、応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の発散の状況に関する広報

エ その他武力攻撃原子力災害の発生、もしくは拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置

(2) 事後対策の実施

ア 市は、事後対策及び情報の収集の措置を講ずる者の安全の確保に関し十分配慮する。

イ 市は、原子力事業者に対して、事後対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を要請することができる。

第7章 施設の復旧と生活の安定

第1節 被災施設及び被災地の復旧

第1. 実施責任者

市は、県と連携し、武力攻撃災害により被災した公共土木施設、農林水産施設等の早期の本格復旧を図る。

第2. 武力攻撃による災害復旧の促進

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、復旧に関する資料等の整備等を行うとともに、施設の復旧事業が早期に実施できるよう努める。

第3. 計画的復興

市は、大規模な武力攻撃災害により、壊滅的な被害を受けた被災地を復興するに当たって、都市構造、産業基盤等の改変を伴う大事業となることから、あらかじめ、県と連携して事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関との調整に努める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得た上で、土地区画整備事業、市街地再開発事業等を実施することにより、安全で快適なまちづくりに努める。

第4. 財源の確保

市は災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国、県への支援要請を行うとともに、起債の措置等を講ずることにより、災害復旧事業の早期実施に努める。

第2節 生活の安定

第1. 住宅の確保

1 住環境の改善

市は、県と連携し武力攻撃により住宅に被害を受けた者の住環境の改善が早期に図れるよう、必要な支援を行う。

2 住宅の供給

市は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、県と連携して公営住宅の供給計画を早急に見直すことにより、被災者に対する住宅の供給を図る。

第2. 被災した児童生徒等に対する教育

市は、県と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等の適切な措置を講ずる。

第3. 雇用機会の確保

1 雇用の安定

市は、武力攻撃災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を通じて、速やかにその者の就職のあっせんを行うことにより、雇用の安定に努める。

2 職業訓練の実施

市は、県と連携し、被災者の就職を支援するため、職業訓練を実施する。

第4. 相談窓口の開設

1 武力攻撃被災者総合相談センターの開設

市及び県は、被災者からの相談、問合せ等に対応するため、既存の相談窓口において対応するほか、被災地に、それぞれの相談窓口を一元化した「武力攻撃被災者総合相談センター」を開設することにより、被災者がワンストップで相談できるように配慮する。

2 訪問相談の実施

「武力攻撃被災者総合相談センター」においては、被災者の便宜を図るため、窓口における相談のほか、被災地域を巡回する訪問相談を実施する。

第5. 金融措置

1 地方税の減免及び徴収猶予

- (1) 市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対する市税の徴収猶予及び減免など納税緩和措置に関する計画を樹立しておくものとする。
- (2) 市は、被災者に対し、地方税法又は市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免などそれぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講ずる。

2 融資対策

市は、被災者の生活再建、被災地における産業の復興等を図るために必要な資金の融資対策を講ずる。

第6. 流通機能回復

1 商品の確保

- (1) 市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足があれば国、県、他市町及び企業などと協議し、速やかに必要量を確保するよう努める。
- (2) 市は、その管理する道路等について、物流の確保を図るため、速やかな施設の復旧を行う。

2 消費者への情報の提供

市は、県と連携し、生活必需品その他の商品の価格及び需給状況の動向並びに販売所等の必要な情報を提供する。

3 各種市場、取引所などの再開

市は、県及び各関係機関と連携し、各種市場、取引所等がその施設及び設備を復旧し、速やかに営業が再開することができるよう指導及び支援を行う。

参考（避難実施要領）

（原子力発電所への攻撃の場合の対応）

〔第1報〕

避難実施要領（一例）

福井県敦賀市長
○月○日○時○○分現在

- 1 避難の方法
西浦地区の○○、○○、○○の住民は、速やかに屋内に避難すること。
- 2 避難の誘導
敦賀警察署の警察官による屋内避難の誘導を要請する。
- 3 住民に周知する留意事項
 - ・テレビ、ラジオ、防災行政無線等により継続的な情報の入手を図ること。
 - ・今後の避難に備え、非常持出品を準備し、身軽な服装に着替えること。

〔第2報〕

避難実施要領（一例）

福井県敦賀市長
○月○日○時○○分現在

- 1 避難の経路、避難の手段、避難の方法
敦賀市における住民の避難は、西浦の白木、立石、浦底、色浜、手、の住民は中郷体育館（避難所）に、杓、常宮、縄間、名子、二村の住民は、引き続き自宅に避難する。
避難所までの避難は、次の方法で行うものとする。
 - （1）白木地区の住民は、中郷体育館（避難所）を避難先として、本日○○時○○分を目途に避難を開始する。

〔避難経路及び避難手段〕

白木地区の住民は、○○時○○分を目途に白木漁港又は白木臨時ヘリポートに移動する。

その際、できるだけ世帯単位で行動すること。市職員による確認が済み次第、海上保安官の誘導に従い、海上保安庁の小型巡視艇又はヘリコプターに乗船し、大型巡視船に乗換えて港大橋下の岸壁へ向け出発する。

港大橋下の岸壁へ到着後、福井鉄道株式会社のバスに乗車、市民文化センター交差点を右折、主要地方道敦賀港線から国道8号経由で避難所へ向かう。

車両により避難を要する要配慮者は、介護人とともに自宅付近から、敦賀海陸運輸株式会社の福祉車両により出発する。

- （2）立石地区の住民は、中郷体育館（避難所）を避難先として、本日○○時○○分を目途に避難を開始する。

〔避難経路及び避難手段〕

立石地区の住民は、〇〇時〇〇分を目途に立石漁港に移動する。
 その際、できるだけ世帯単位で行動すること。市職員による確認が済み次第、海上保安官の誘導に従い、海上保安庁の小型巡視艇に乗船し、港大橋下の岸壁へ向け出発する。

港大橋下の岸壁へ到着後、福井鉄道株式会社のバスに乗車、市民文化センター交差点を右折、主要地方道敦賀港線から国道8号経由で避難所へ向かう。

車両により避難を要する要配慮者は、介護人とともに自宅付近から、敦賀海陸運輸株式会社の福祉車両により出発する。

- (3) 浦底の住民はかねや旅館（一時集合場所等）、色浜の住民は西浦小中学校（一時集合場所等）、手の住民はあけぼの旅館（一時集合場所等）、にそれぞれ〇〇時〇〇分を目途に集合する。その際、できるだけ世帯単位で行動すること。

〔避難経路及び避難手段〕

市職員による確認が済み次第、福井鉄道株式会社のバスに分乗し、県道竹波-立石-縄間線を南下、主要地方道佐田-竹波-敦賀線松陵中学校前交差点を南進し、国道27号経由で避難所へ向かう。

借上げ車両により避難を要する住民は、自宅付近から、敦賀市の福祉車両に乗車し、避難所へ向かう。

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員の割り振りを行う。

- ・現地連絡要員 2名
- ・避難誘導要員
 - 白木地区 2名 立石地区 4名（要配慮者誘導 2名）
 - 浦底地区 4名（要配慮者誘導 2名） 色浜地区 2名 手地区 2名
 - 港大橋下の岸壁 4名
- ・福祉車両運転
 - 立石地区 1名
 - 浦底地区 1名
- ・避難車両等指揮要員 4名
- ・避難所運営要員 10名
- ・水、食料等支援要員 8名

(2) 高齢者等に対する避難誘導

誘導に当たっては、高齢者等の体の不自由な方を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織など地域住民にも、市職員等が行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他必要な事項

避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

敦賀市 危機管理対策課 TEL 0770-22-8166
 FAX 0770-21-8682

（弾道ミサイルが即時に発射される可能性がある場合の対応）

- ・ 攻撃場所の特定が困難
- ・ 国からは警報と避難措置の指示が同時に出されると考えられる
- ・ ミサイル発射から、避難までの時間的余裕がない
- ・ 市において避難実施要領を作成する時間も少ない

避 難 実 施 要 領（一例）

福 井 県 敦 賀 市 長
○月○日○時○○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長（国）は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、政府が全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用して緊急情報を伝達する。Jアラートから敦賀市が該当する情報を受信した場合、コミュニティFM（防災ラジオ）及び防災情報伝達システム（屋外スピーカー）が自動的に起動し緊急放送が流れるほか、事前にメールアドレスを登録した携帯電話に敦賀市防災メール（T o n B oメール）が配信される。

2 避難の方法

敦賀市内全地区の住民等は、屋内に避難すること。

- ・ 屋外にいる者は、可能な限り近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中または地下に避難すること。
- ・ 車両内にいる者は、交差点を避け、自動車を道路の左に寄せて停車し、近くの建物（できればコンクリート造等頑丈な建物）の中または地下に避難すること。
- ・ 近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ること。
- ・ 建物内にいる者は、窓から離れるか窓のない部屋に移動すること。
- ・ 屋内に避難した後は、新たな指示があるまで待機すること。

3 避難の誘導方法

（1）住民への周知

- ・ 防災ラジオ
- ・ 屋外スピーカー
- ・ T o n B oメール
- ・ 防災放送チャンネル
- ・ 広報車（対象地域が限定される場合）

（2）対策本部各部の役割

市国民保護計画による

4 住民に周知する留意事項

- ・頭部を守りながら、低い姿勢をとるようにする。
- ・周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れる。
- ・テレビ、ラジオ等により継続的な情報の入手を図る。
- ・エアコンや換気扇を停止し、必要により目張りをする。
- ・今後の避難に備え、非常持出品を準備し、身軽な服装に着替える。

5 ミサイルが着弾した場合の避難経路及び手段

通常兵器の場合、着弾地の住民は、指定された避難所に徒歩または車両で一時避難する。

通常兵器以外（NBC等）による攻撃の場合は、有害物質の拡散の恐れがあることから、事態の推移や被害の状況に応じて、着弾地に近い所の住民から、屋内退避もしくは安全な避難所に避難する。

6 その他必要な事項

緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

敦賀市 危機管理対策課

TEL 0770-22-8166

FAX 0770-21-8682

別表－1

この計画と『敦賀市地域防災計画（原子力災害対策編）』に定める規定との関係

原子力発電所に係る武力攻撃災害に対しては、『敦賀市地域防災計画（原子力災害対策編）』の規定を準用し、同様の措置を講ずることを原則とし、この計画の主な項目との関係を示す。

『敦賀市地域防災計画（原子力災害対策編）』に規定する項目	この計画において定める「章、節」事項
<p>全体に係る事項</p>	<p>武力攻撃原子力災害に至ったときは、『敦賀市地域防災計画（原子力編）』を準用し、次のとおり読み替えを行う。 （武力攻撃原子力災害に準用するための主な読み替え）</p> <p>原子力災害 → 武力攻撃原子力災害 原子力災害医療 → 被ばく医療 国 原子力災害対策本部 → 国対策本部 国 原子力災害現地本部 → 国の現地対策本部 県 災害対策本部 → 県対策本部 県 現地災害対策本部 → 県現地対策本部 市 災害対策本部 → 市対策本部 市 現地災害対策本部 → 市現地対策本部 原子力災害合同対策協議会 → 武力攻撃原子力災害合同対策協議会</p>
<p>第1章 総則 第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 12</p>	<p>第1章 総則 第3節 敦賀市の責務及び関係機関の処理すべき事務又は業務</p>
<p>第2章 原子力災害事前対策 第2節 原子力防災体制整備計画 23 第1 立入検査と報告の徴収 ○原子力事業者防災業務計画及び原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定等により、原子力事業所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。</p> <p>第3節 緊急事態応急体制の整備 24</p>	<p>第6章 原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処 第2節 武力攻撃原子力災害に対する備え 第1 武力攻撃原子力災害の被害軽減を図るための措置 1 武力攻撃事態等における原子力発電所防災体制の強化 ・原子力発電所の安全の確保 ・福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会への参加</p> <p>第2章 平常時の備え 第1節 組織及び体制の整備 （緊急時における配備体制及び動員体制の整備について）</p> <p>第6章 原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処 第3節 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立 第3 現地対策本部の設置等 ・市現地対策本部の設置 ・武力攻撃原子力災害合同対策協議会への参加</p>

『敦賀市地域防災計画（原子力災害対策編）』に規定する項目	この計画において定める「章、節」事項
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第17節 防災業務関係者の人材育成 第2 市における研修 49</p> <p>第18節 防災訓練等の実施 51</p>	<p>第2章 平常時の備え</p> <p>第9節 その他の備え 第1 国民保護に関する知識の普及 2 防災関係職員に対する研修</p> <p>第6章 原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>第2節 武力攻撃原子力災害に対する備え 第1 武力攻撃原子力災害の被害軽減を図るための措置 2 武力攻撃原子力災害に備えた訓練の参加等</p>
<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>第4 警戒事態等発生情報等の連絡 1. 原子力事業者からの警戒事態発生の通報があった場合 (1) 事象発生時の連絡 67 (2) 災害状況の報告及び連絡 69</p> <p>第3節 活動体制の確立 78</p> <p>第5 原子力災害対策本部の設置（フェーズ2の体制） 8 原子力災害現地対策本部の設置 87</p> <p>第4節 緊急時モニタリング計画 第2 緊急時モニタリングに対する協力 98</p> <p>第5節 広報計画 第3 住民等に対する広報 100</p>	<p>第6章 原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>第3節 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立</p> <p>第1 原子力発電所における武力攻撃の兆候の通報等 第2 放射性物質等の放出等の通知</p> <p>第3章 国民保護措置の実施体制</p> <p>第1節 実施体制の整備</p> <p>第6章 原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>第3節 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立 第3 現地対策本部の設置等</p> <p>第6章 原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>第3節 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立</p> <p>第4 応急対策等 3 武力攻撃事態等におけるモニタリングに対する協力</p> <p>第4 応急対策等 1 武力攻撃原子力災害に関し市長が行う通知</p>

別表-1 この計画と『敦賀市地域防災計画（原子力災害対策編）』に定める規定との関係

『敦賀市地域防災計画（原子力災害対策編）』に規定する項目	この計画において定める「章、節」事項
<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第6節 退避及び避難計画 104</p> <p>第12節 原子力災害医療計画</p> <p>第2 県原子力災害医療体制 125</p> <p>第3 原子力災害医療の実施 130</p> <p>第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限等計画 136</p> <p>第18節 自衛隊災害派遣要請計画 147</p> <p>第20節 自発的支援の受入れ等</p> <p>第1 ボランティアの受入れ 152</p>	<p>第6章 原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>第3節 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立</p> <p>第4 応急対策等</p> <p>2 武力攻撃原子力災害における住民避難等</p> <p>第4章 避難及び救援</p> <p>第1節 住民の避難</p> <p>第6章 原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>第3節 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立</p> <p>第4 応急対策等</p> <p>4 武力攻撃事態等における被ばく医療体制</p> <p>6 飲食物の摂取制限等</p> <p>第3章 国民保護措置の実施体制</p> <p>第2節 応援の要請</p> <p>第1 自衛隊の部隊等の派遣の要請</p> <p>第3章 国民保護措置の実施体制</p> <p>第5節 ボランティアの受入体制</p> <p>第3 ボランティアの受入体制の整備</p>
<p>第4章 原子力災害中長期対策 158</p>	<p>第6章 原子力発電所の武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>第3節 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の整備</p> <p>第4 応急対策等</p> <p>8 事後対策の実施</p>

別表－2 防災関係機関一覧

(平成30年10月現在)

	所 属	連 絡 場 所			
		担当課	所在地	N T T 番号	県防災行政無線
市・消防	敦賀市	市民生活部 危機管理対 策課	中央町2丁目1-1	TEL 21-1111 22-8166 FAX 21-8682	301-1-193 FAX 301-1-299 無線専用電話 301-2
	敦賀美方消防組合	消防本部 総務課	中央町2丁目1-2	TEL 23-9983 FAX 22-0685	通信指令室 356-1-100 FAX 356-1-399 無線専用電話 356-2
県・県警	福井県安全環境部	危機対策・ 防災課	福井市大手3丁目 17-1	0776-21-1111 夜間 0776-20-0742 FAX 22-7617	111-61-2173 無線専用電話 111-126 無線専用FAX 111-151
	福井県土木部	砂防防災課	福井市大手3丁目 17-1	0776-21-1111 0776-20-0482 0776-20-0659	111-61-3395 FAX 86-789-3399
	福井県嶺南振興局	二州観光・ 地域振興室	中央町1丁目7-42	TEL 22-0002 FAX 22-0243	111-5212 FAX 111-5390
	福井県嶺南振興局 敦賀土木事務所	総務課	中央町1丁目7-36	TEL 22-4661 FAX 23-0477	111-78-5114 FAX 111-78-5191 無線専用電話 111-78-121
	福井県嶺南振興局 敦賀港湾事務所	総務課	桜町2-1	TEL 22-0369 FAX 22-7067	413-1-10 FAX 413-5
	福井県嶺南振興局 二州健康福祉センター	地域支援室	開町6-5	TEL 22-3747 FAX 24-1205	407-1 FAX 407-5
	敦賀警察署	警備課	木崎12-18-1	TEL 25-0110 FAX 22-4000	
指 定 地 方 行 政 機 関	北陸農政局 福井県拠点	地方参事官 室(総括)	福井市日之出 3丁目14番15号	TEL 0776-30-1610 FAX 0776-30-1612	
	福井地方气象台	総務課	福井市豊島2-5-2	TEL 0776-24-0069 FAX 0776-24-0064	452-2
	近畿中国森林管理局 福井森林管理署	総務グルー プ	福井市大手 2-11-15	TEL 0776-23-0200 FAX 0776-27-3574	
	国土交通省中部運輸局 福井運輸支局	海事担当	港町7-15	TEL 22-0003 FAX 21-2198	
	国土交通省 北陸地方整備局 敦賀港湾事務所	沿岸防災対 策室	松栄町7-28	TEL 22-2590 FAX 21-8101	
	敦賀海上保安部	警備救難課	港町7-15	TEL 22-0191 FAX 22-0191	
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 敦賀国道維持出張所	管理係	開町3-28-1	TEL 22-5166 FAX 25-6466		

	所 属	連 絡 場 所			
		担当課	所在地	N T T 番号	県防災行政無線
指定 地方 行政 機関	厚生労働省福井労働局 敦賀労働基準監督署	安全衛生課	鉄輪町1丁目7-3	TEL 22-0745 FAX 22-1019	
	厚生労働省福井労働局 敦賀公共職業安定所	管理課	鉄輪町1丁目7-3	TEL 22-4220 FAX 22-2212	
	(独)国立病院機構 敦賀医療センター	管理課	桜ヶ丘町33-1	TEL 25-1600 FAX 25-7409	
自 衛 隊	陸上自衛隊今津駐屯地 第10戦車大隊本部	第二係	滋賀県高島市今津 町今津平郷	TEL 0740-22-2581 内線 425・426	
	陸上自衛隊金沢駐屯地 第14普通科連隊本部	第三科	石川県金沢市野田 町1-8	TEL 076-241-2171 内線 225・226・227	
指 定 公 共 機 関 ・ 指 定 地 方 公 共 機 関	日本郵便(株) 敦賀郵便局	総務部	元町11-5	TEL 25-1001 FAX 22-6026	
	日本赤十字社福井県支 部敦賀市地区	敦賀市 地域福祉課	中央町2丁目1-1	TEL 21-1111 FAX 22-8163	
	西日本電信電話(株) 福井支店	設備部	福井市西開発 1-2410	TEL 0776-52-3031 FAX 0776-54-8539	
	北陸電力(株) 敦賀営業所		本町2丁目10-8	TEL 25-8099 FAX 25-8104	
	北陸電力(株) 敦賀火力発電所	業務課	泉171-5-7	TEL 24-1313 FAX 22-6680	
	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	安全・ 防災室	明神町1	TEL 26-8020 FAX 26-9012	459
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機 構敦賀事業本部	地域共生課	木崎65-20	TEL 23-3021 FAX 21-2045	
		地域共生課 (福井事務 所)	福井市毛矢1丁目 10-1	TEL 代表 日中のみ 0776-35-1171 もんじゅ 0770-39-1031	463(ふげん設置) 464(もんじゅ設置)
	福井県LPGガス協会 敦賀支部	イワタニ北 陸(株)敦賀支 店	木ノ芽町114-2-4	TEL 23-3655 FAX 24-2630	
	西日本旅客鉄道(株) 敦賀駅	事務室	鉄輪町1丁目1-24	TEL 22-0004 22-7228(夜間緊急用) FAX 21-3277	
中日本高速道路(株) 金沢支社 敦賀保全・サービスセンター	総務企画	井川17号字稲荷藪 8の1	TEL 25-5223 FAX 22-9293		
敦賀市土地改良区 事務所		蒔生野104-19-1	TEL 37-5102 FAX 37-5103		

	所 属	連 絡 場 所	
		所在地	N T T 番号
報 道 機 関	朝日新聞社敦賀支局	清水町 1 丁目 16-18	TEL 22-0020
	毎日新聞社敦賀駐在	鉄輪町 1 丁目 2 番 56-1	TEL 23-3531
	読売新聞社敦賀支局	新松島町 4-13 2F	TEL 22-1090
	産経新聞社敦賀通信部	松葉町 32-4-2 マンション松葉 B103	TEL 23-8410
	中日新聞社敦賀支局	新松島町 4-11 大和田ビル 201 号	TEL 23-2531
	福井新聞社敦賀支社	中央町 1 丁目 15-25	TEL 22-3939
	NHK 福井放送局	津内町 2 丁目 4-2	TEL 22-3100
	福井放送(株)嶺南支社	中央町 1 丁目 17 番 19 号	TEL 23-1020
	福井テレビ嶺南支社	本町 2 丁目 7-13	TEL 23-1036
	共同通信社敦賀通信部	木崎 11-14	TEL 21-8775
	敦賀 FM 放送(株)	本町 2 丁目 12-3	TEL 23-3370
	(株)嶺南ケーブルネットワーク (RCN)	木崎 40-8-1	TEL 24-2211 0120-042-212
北陸工業新聞社福井支局	福井市成和 1 丁目 2105	TEL 0776-24-7001	
公 共 団 体 等	敦賀市医師会	中央町 2 丁目 16-54	TEL 24-3131 FAX 24-3132
	敦賀地区歯科医師会	古田刈 69-2017	TEL 24-1182 FAX 20-1286
	敦賀市薬剤師会	金山 76-1-1	TEL 47-5102 FAX 47-5103
	敦賀市社会福祉協議会	東洋町 4-1	TEL 22-3133 FAX 22-3785
	敦賀市農業協同組合	三島町 2 丁目 11-11	TEL 22-2500 FAX 25-4570
	れいなん森林組合二州支所	観音町 1-1 (坂ノ下)	TEL 25-5380 FAX 25-7919
	敦賀市漁業協同組合	蓬萊町 17-19	TEL 22-1057 (総務課) FAX 25-2997
	敦賀商工会議所	神楽町 2 丁目 1-4	TEL 22-2611 FAX 24-1311
防 災 協 定 自 治 体	岐阜県各務原市 (防災対策課)	岐阜県各務原市那加桜町 1 丁 目 69	代表 058-383-1111 直通 058-383-1190 FAX 058-380-1158
	京都府向日市 (防災安全課)	京都府向日市寺戸町中野 20	TEL 075-931-1111 FAX 075-922-6587
	茨城県水戸市 (危機管理室)	水戸市中央 1 丁目 4-1	代表 029-224-1111 直通 029-232-9152 FAX 029-233-0523